

相続アラカルト

ページ

- | | | | |
|----|-------------------|----|-------------|
| 1 | 相談内容 | 17 | 不動産の評価方法一覧 |
| 2 | 相続制度の変遷 | 18 | 非課税の贈与 |
| 3 | 相続手続きのおおまかな流れ | 19 | 預金の凍結・引出し |
| 4 | 裁判所における遺産分割事件 | 20 | 一次・二次相続税 |
| 5 | 相続手続き | 21 | 家族信託 |
| 6 | 相続割合 | 22 | 財産管理一覧 |
| 7 | 相続順位 | 23 | 税金関係（調査・納税） |
| 8 | 遺言 | 24 | 持ち戻し免除 |
| 9 | 遺産分割協議の要点 | 25 | 死因贈与と遺贈 |
| 10 | 相続法の改正 | 26 | 時効 |
| 11 | 改正①（預金の払い戻し） | 27 | 用語 |
| 12 | 改正②（配偶者居住権） | | |
| 13 | 改正③（配偶者短期居住権） | | |
| 14 | 改正④（自宅の生前贈与の扱い） | | |
| 15 | 改正⑤（自筆証書遺言の改定） | | |
| 16 | 改正⑥（法務局の自筆証書保管可能） | | |

- ・ 相続法が改正されたが、主なものは何ですか
- ・ 元気なうちにできる相続対策は
- ・ 遺産分割が申告までに整わなかったらどうするの
- ・ 家が相続により子供たちと共有になった。共有者に家賃を払う必要があるか
- ・ 亡くなった父は財産を残したが個人事業での借金も相当あるようで相続するのが不安だ
- ・ 子供がいない夫婦、私の財産が夫の死後に夫の姉に行かないようにしたい
- ・ 父が亡くなったことが銀行にいつ伝わるの
- ・ 相続協議で不動産の価値を時価それとも路線価で計算するのか
- ・ 相続人の中に認知症や生死不明者がいたら遺産分割協議はどうなるの
- ・ 生前、長男に援助した資金は遺産分割の対象から外したいがどの様にするか
- ・ 配偶者の相続控除を利用したいが2次相続との兼ね合いはどうか
- ・ 相続120万件の内、申告は10万件（令和元年～2年）、では税務調査の実態は
- ・ タンス預金は税務署にバレるか、亡くなった父の預金を下ろせるか
- ・ 認知症による預金凍結に後見人以外の方法はないの
- ・ 貸付金・損害賠償金・売掛金は遺産分割協議以降でなければ請求できないの

※次ページ以降の資料の多くは練馬区の柴崎理佳先生（しばざき行政書士事務所）及び堀井博綱先生から提供して頂きました。またネットから画像などを流用しました。

相続制度の変遷

戦前は相続と言えば隠居と家督相続でした。

隠居とは、戸主が生存中に家督を譲ることですが、死亡と異なり、戸主の意思（「隠居届」の提出）により相続が開始します。遺産分割もないこの制度は相続の安定に繋がり、特に宿泊・飲食・製造業に於いては継続が反映して200年以上続いている日本の会社（年商100万円以上）は1340社で世界の65%に上ります。100年でも33076社（41.3%）でトップ。

戦後、欧米の相続の考えが入り、憲法改正により相続人の平等がうたわれ法定相続へと変わりました。

家督相続に近い相続の実現は遺言書

現在でも、特定の相続人に財産の多くを相続させたいという需要は存在します。そのような場合にでも、家督相続とまではいきませんが、家督相続に近いような相続を実現する方法が遺言を書くことです。

現代においては、遺言がない場合には法定相続分に従って妻や子ども、子どもがいない場合には親や兄弟姉妹に、一定の割合で相続がなされます。しかし、遺言がある場合には、法定相続分は関係がありません。きちんとどの遺産が誰に相続されるのかを記載しておきさえすれば、相続が始まった時（遺言者＝被相続人が死亡した時）に、遺言の記載内容に従って、遺産が分割されたものとされるのです。

相続財産とは

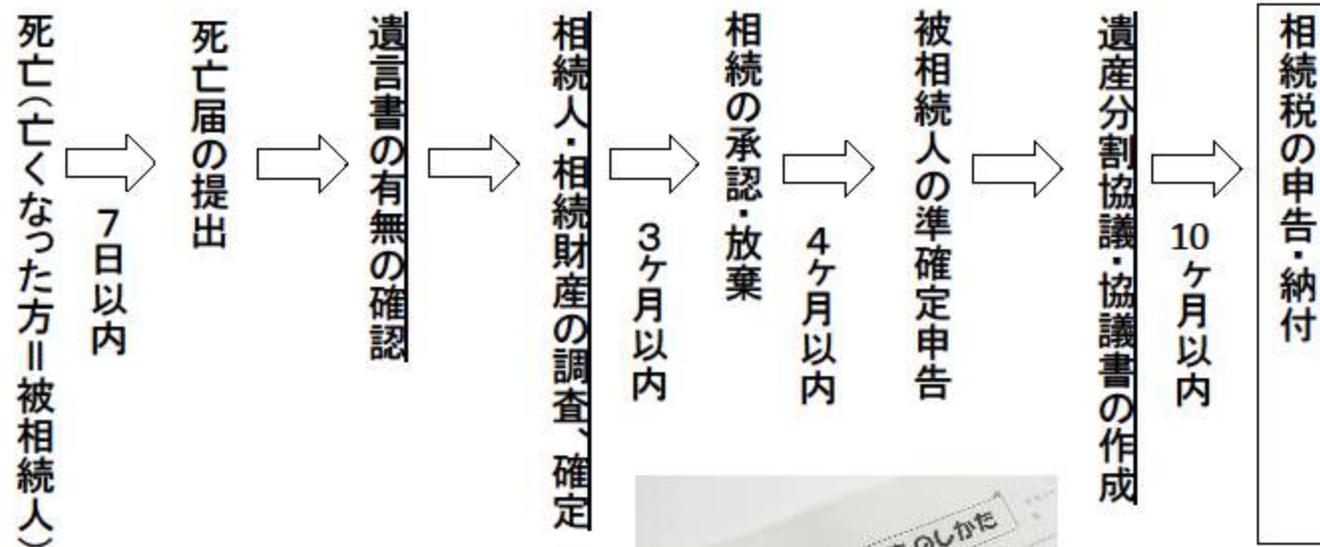
＜相続税の対象となる財産の種類＞

土地、建物、有価証券（上場株式、非上場株式、債券、投資信託等）、現金、預貯金、自動車、ゴルフ会員権、生命保険（ただし500万円×法定相続人の人数まで非課税）、書画骨董品等々

＜相続税の対象とならない財産＞

- (1) 墓地 ・ 墓石 ・ 仏壇 ・ 仏具 ・ 仏像 ・ 神棚 ・ 庭内神し
- (2) 相続人が国や地方公共団体等に寄付をした相続財産
- (3) 非課税枠内(500万円×法定相続人の人数)で相続人が受け取る生命保険金
- (4) 非課税枠内(500万円×法定相続人の人数)で相続人が受け取る退職金

相続手続きの大まかな流れ



※相続の承認には単純承認、限定承認及び放棄がある

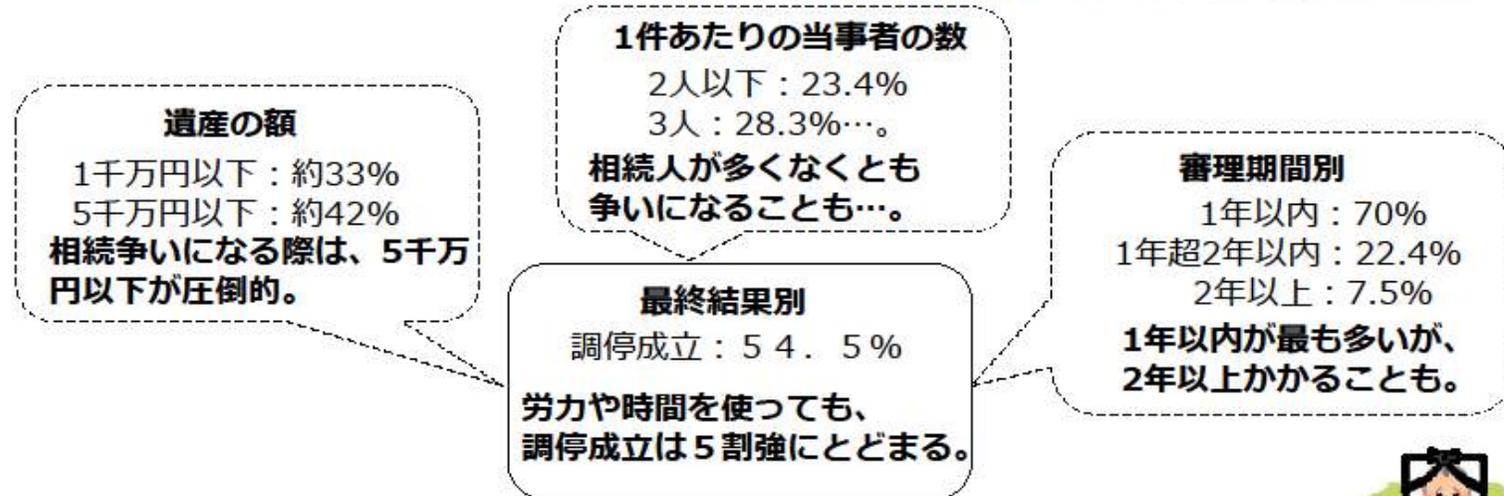
※準確定申告が不要な方

- ・亡くなった方が会社員、パート、アルバイトなどの給与所得者の場合
- ・亡くなった方が年金受給者で受給額が400万円以下で、他の所得が20万円以下の場合
- ・自身(相続人)が相続放棄をした場合

ただし、準確定申告が不要な方でも、医療費の控除などで還付金を受けられる可能性があります。

裁判所における遺産分割事件

平成28年司法統計、裁判所ホームページ平成28年分のデータより



☆ 「争族」を経験した後、はたして、元通りの人間関係でいられるでしょうか？
遺産分割協議で話し合いがまとまらない⇒家庭裁判所の調停や審判へ
⇒労力や時間がかかり、精神的疲弊も

☆ 「争族」を防ぐための一つ的手段⇒遺言書の作成

遺言で各相続人への財産配分等をきちんと調整⇒「争族」を未然に防ぐ効果が期待できる



※遺産が5千万円以下で1年以内の決着が多いが、成立は5割強に止まっている。

令和元年度中に発生した相続における相続財産の種類と、相続財産全体に占める割合

	目的物	被相続人の数 (人)	価額(百 万円)	相続財産 に占める 割合
1位	土地	102,230	5,760,979	34.38%
2位	現金・預貯金等	114,901	5,643,362	33.68%
3位	有価証券	78,640	2,546,034	15.19%
4位	その他の財産	99,677	1,819,771	10.86%
5位	家屋・構築物	97,232	879,267	5.24%
6位	事業用財産	12,276	77,695	0.46%
7位	家庭用財産	64,949	25,306	0.15%
	合計	115,208	16,752,414	

遺産分割事件となった相続の遺産価額

	遺産総額	件数	割合
1位	5,000万円以下	3,097	42.87%
2位	1,000万円以下	2,448	33.88%
3位	1億円以下	780	10.80%
4位	5億円以下	490	6.78%
5位	5億円超	42	0.58%
	算定不能・不詳	367	5.08%
	総数	7,224	

最高裁で争われた主なもの

遺言書の有効性について

他人の添え手による補助を受けて作成された遺言書が、法的に有効なものといえるかが争点
⇒本来は読み書きのできた者が筆記について他人の補助が必要になっても、特段の事情がない限りそれだけでは自書能力は失われないと最高裁は判断しました。

遺産の範囲の問題

財団法人の理事長である被相続人の父親が死亡し、相続人である母親に支払われた死亡退職金が、遺産に含まれるかが争点
⇒死亡退職金は相続人の代表者としての母親に支払われたものではなく、被相続人の配偶者としての立場に支払われたものであることをあげています。

相続人の範囲の問題

被相続人が作成した遺言書を遺棄してしまった場合、遺棄の理由に関わらず相続欠格事由に該当するのが争点
⇒遺言書を破棄した理由が相続に関して不当な利益を得るためではなかった場合は、その行為は遺言に関して著しく不当な干渉行為にあたるとはいえないため、相続欠格事由に該当しないと最高裁は判断しました。

相続回復請求権について

共同相続人のうち1人が排除されたままで相続の手続きが行われ、甲の権利を侵害することを知りながら甲の分まで相続した乙が、それでも時効（5年間）を主張できるかが争点
⇒表見相続人が相続財産について本来は真正相続人に権利が帰属することを知っているとき、または自分に権利があると信じる合理的な理由がないときは、時効による権利の消滅を主張することはできないとしました。

相続財産から生じた財産（果実）は誰のものか？

⇒遺産は、相続人が数人あるときは、相続開始から遺産分割までの間、共同相続人の共有に属するものであるから、この間に遺産である賃貸不動産を使用管理した結果生ずる金銭債権たる賃料債権は、遺産とは別個の財産というべきであって、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得するものと解するのが相当である。（相続の効果は相続開始時に生じる、という原則論との兼ね合い）

扶養に関する権利義務が相続財産を構成するか？

⇒「扶養に関する権利義務は、特定の親族間において、現に扶養請求権が認められる状態にあることを前提として認められるものであるから、その当事者の一方が死亡すれば、当然に消滅すべきものであり、これが相続の対象となることはないものというべきであるが、具体的に扶養請求権（扶養義務）の内容が確定し、かつ、履行期に達した場合には、当該扶養請求権に基づく金銭の支払請求権は、一般の金銭債権と何ら代わるところはないから、相続の対象となると解すべきである。」（※具体的に金銭請求権の内容が確定した場合は、相続の対象になることを認めた裁判例です。）

連帯債務の承継

「連帯債務者の1人が死亡した場合においても、その相続人らは、被相続人の債務の分割されたものを承継し、各自その承継した範囲において、本来の債務者とともに連帯債務者となると解するのが相当である。」

※金銭債務が可分であることと、債権者の利益（債務者に相続が生じることは債権者には関係のない事項ですので、できるだけ債権者の地位が相続前後で変わらないように配慮する必要があります）とのバランスを図った考え方であると評価できます。

信用保証（継続的な取引を包括的に保証するもの）の承継

継続的売買取引について将来負担することあるべき債務についてした責任の限度額ならびに期間について定めのない連帯保証契約においては、特定の債務についてした通常の連帯保証の場合と異なり、その責任の及ぶ範囲が極めて広汎となり、一に契約締結の当事者の人的信用関係を基礎とするものであるから、かかる保証人たる地位は、特段の事由のなにかぎり、当事者その人と終始するものであって、連帯保証人の死亡後生じた主債務については、その相続人においてこれが保証債務を承継負担するものではないと解するを相当とする。」

※これに対し、裁判例は、連帯保証を含む通常の保証については、相続の対象であることを肯定しています。

相続手続きを行うには…

相続財産の調査・確定
 相続人の調査・確定 } が必要

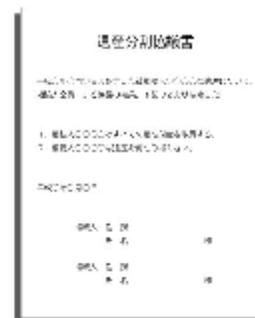
遺言書がない場合、相続人全員で協議し、分け方を決める [遺産分割協議]

相続財産 = 【プラスの財産】 + 【マイナスの財産】

☆ 相続財産に含まれないもの

生命保険金※、死亡退職金※、生活保護受給権、墓所・仏壇・祭具など

※印は「みなし相続財産」と言われ、相続税法上は相続財産とされ、相続税がかかる場合あり。



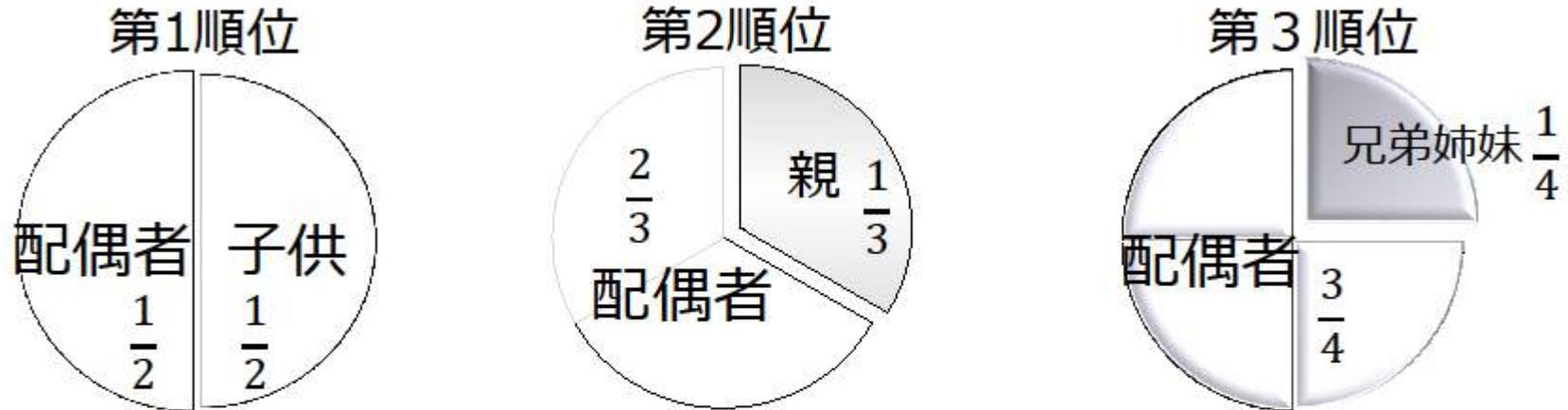
【遺産分割時の注意事項】

☆ 不動産は、なるべく共有名義を避けたほうが良い。

☆ 相続人の中に認知症等で判断能力の不十分な方がいる場合、成年後見制度を利用する必要があるなど、手続きが煩雑になる可能性がある。

☆ 相続人の中に行方不明者や生死不明者がいる場合、家庭裁判所で不在者財産管理人選任の申立て手続きを行ったり、家庭裁判所に失踪宣告の申立てを行ったりする必要がある。

相続割合について



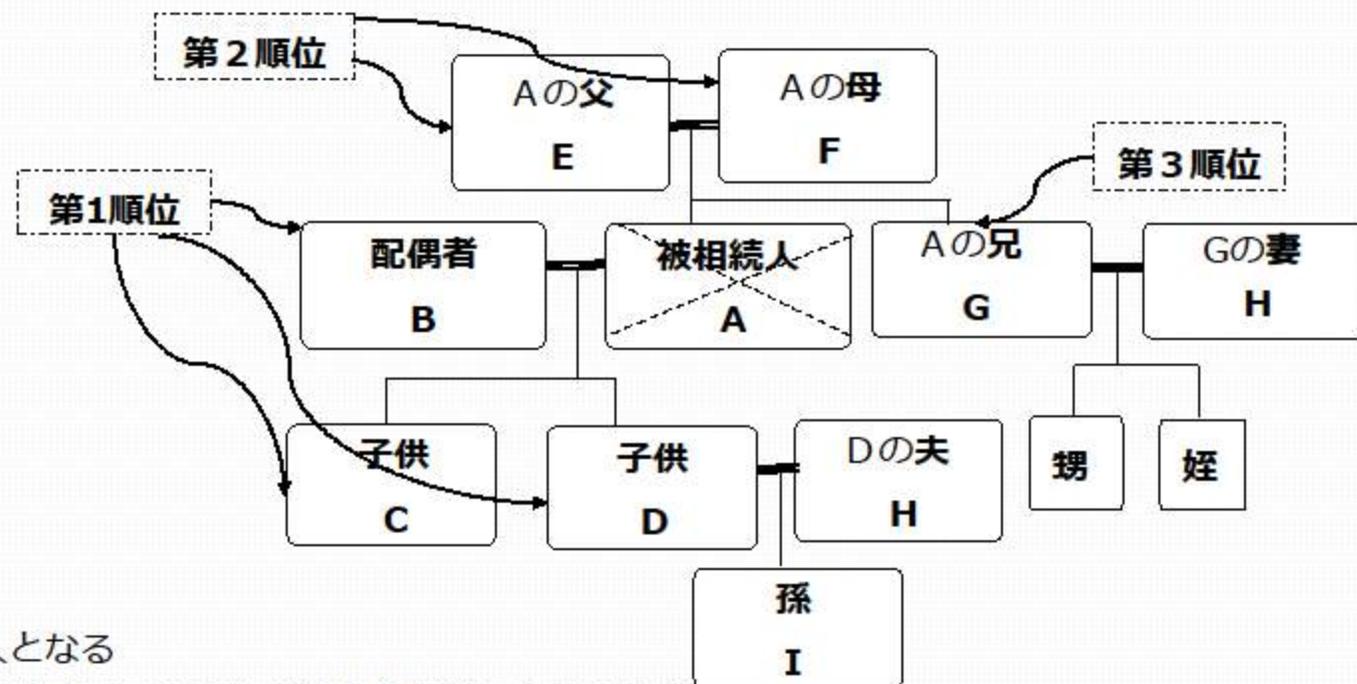
- ☆ 配偶者は常に相続人となる
- ☆ 配偶者以外の第1順位から第3順位の相続人は、上順位者がいれば、下順位者は相続人とならない
- ☆ 同順位の相続人が複数いる場合、上記の相続分を更に同順位の相続人で等分する

例えば、子供が2人いる場合、1人につき $\frac{1}{4} = (\frac{1}{2} \times \frac{1}{2})$ となる

※子供（養子）がいないと親も相続、親もいないと兄弟姉妹が相続権を持つ

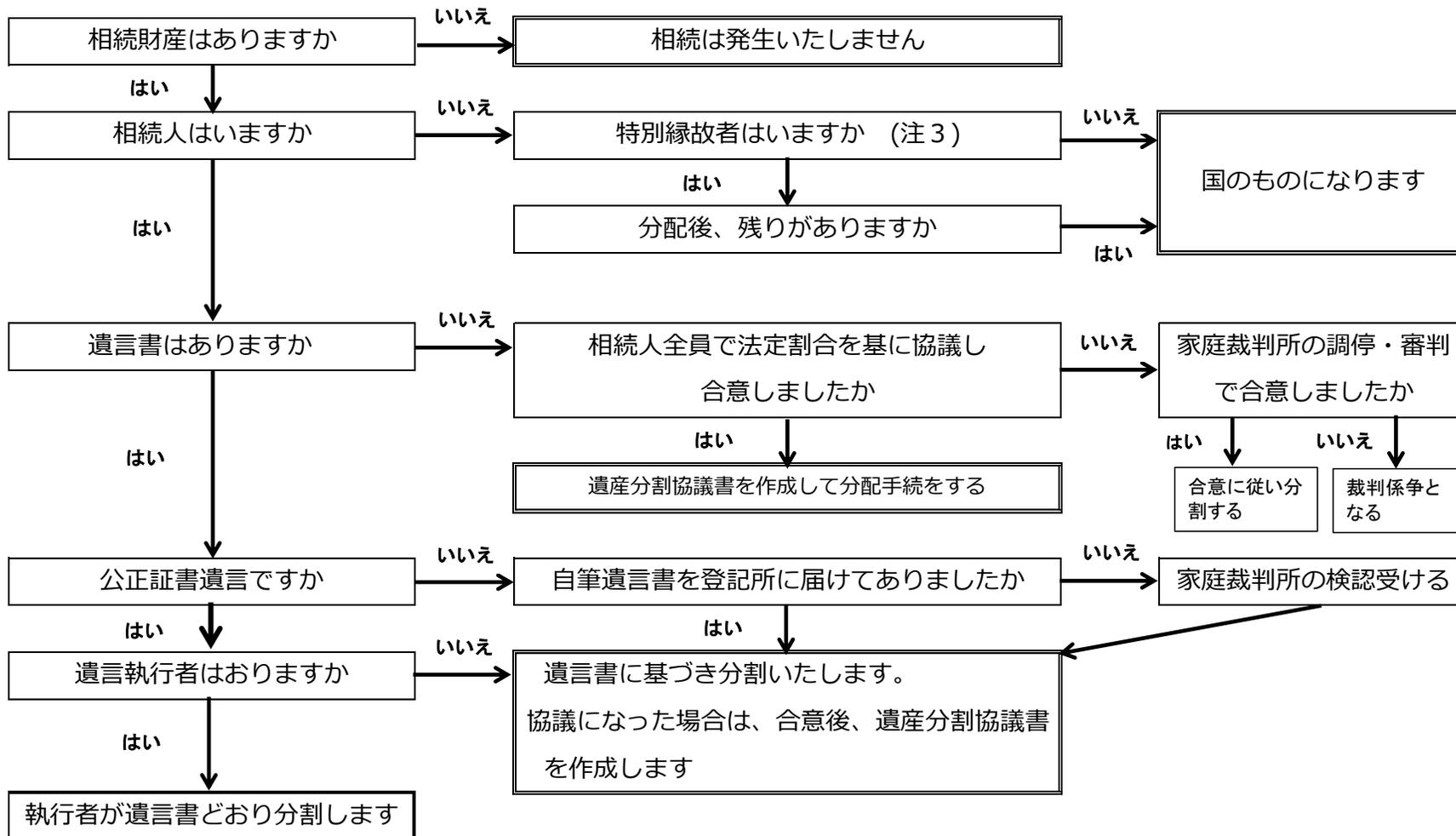
※相続排除が認められた子供は相続権を失います。但し代襲相続はある

相続順位



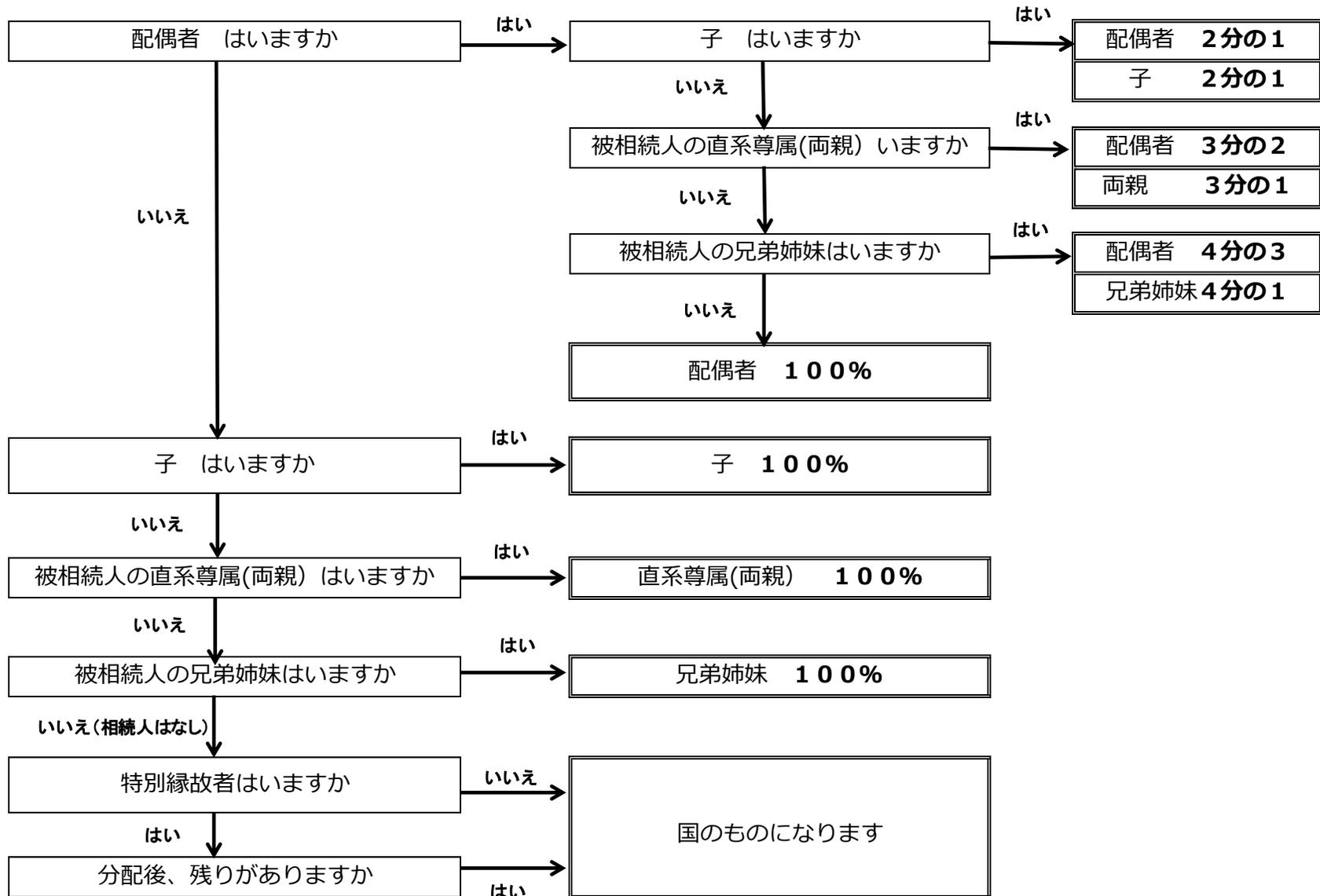
- ☆ 配偶者は常に相続人となる
 - ☆ 本来の相続人が既に死亡しているなど遺産を相続できない場合、子供や孫が代襲する（代襲相続）
 - ☆ 兄弟姉妹が相続人の場合は、一代に限り代襲する（甥・姪まで）
- 遺留分は、子供または配偶者は2分の1、直系尊属のみは3分の1、兄弟姉妹には遺留分がない。

相続の手順は

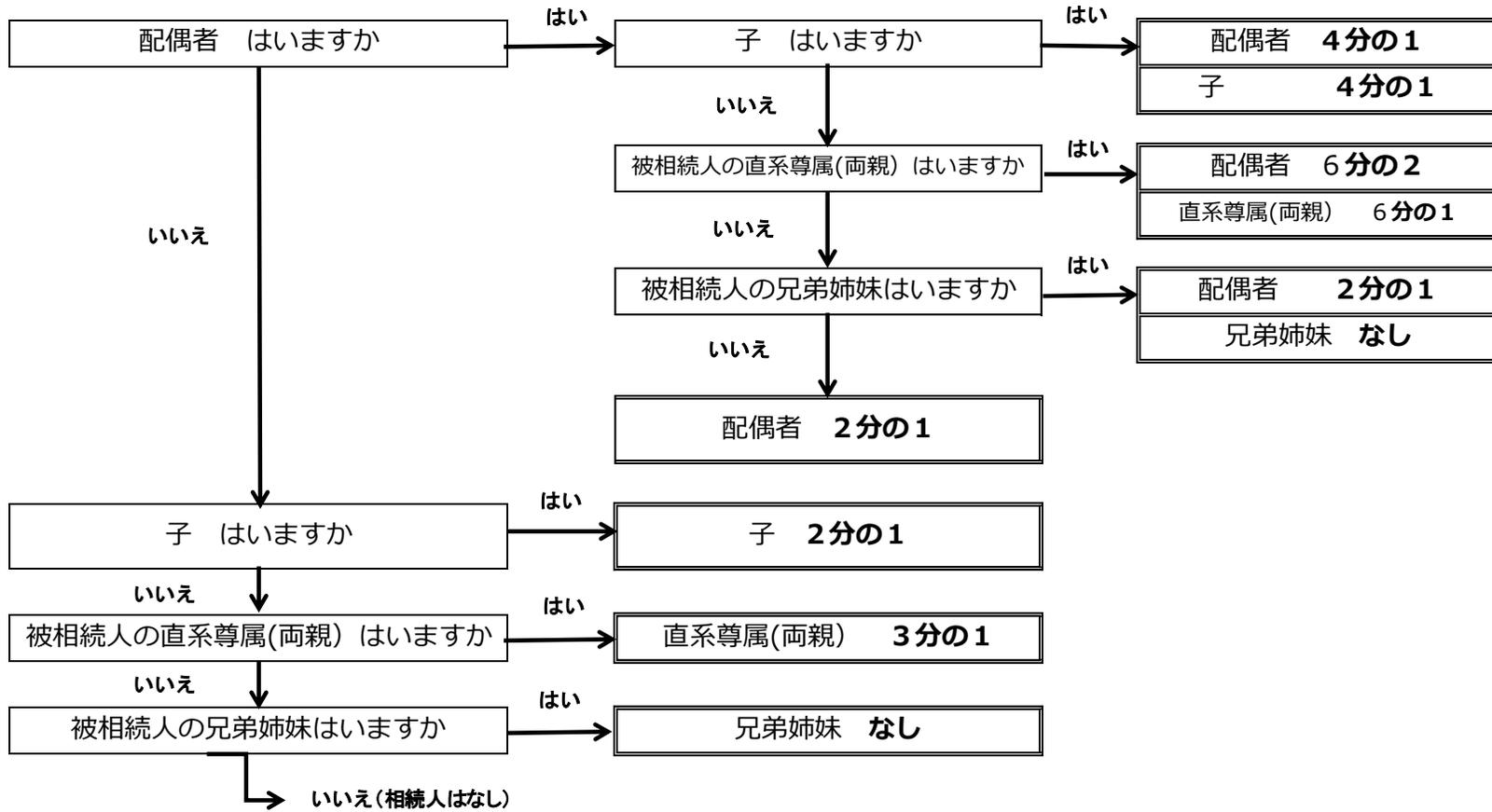


1. 相続財産（現金・預金・不動産・住宅ローン等の借入金・連帯保証債務等）
2. 相続人（配偶者・子・直系尊属・兄弟姉妹） 子が死亡⇒孫、孫も死亡⇒ひ孫と続く。兄弟姉妹が死亡⇒甥や姪までとなる。
3. 特別縁故者(内縁の妻、被相続人の療養看護を務めたもの等)

法定相続割合は



遺留分割合は



(注) 遺留分割合

相続人	遺留分割合
直系尊属だけの場合	被相続人の財産の3分の1
その他の場合	被相続人の財産の2分の1

遺言

遺言を書くことを、特におすすりめしたい方



1. 複数の子供がいる
2. 子供のいない夫婦
3. 再婚していて、先妻（先夫）との間、後妻（後夫）との間に子供がいる
4. 内縁の妻（夫）がいる
5. 身寄りがおらず（相続人がいない）、自分がお世話になった方や団体に渡したい
6. 子供の配偶者（例えば、自分の介護をしてくれた息子の妻など）に財産を渡したい
7. 特定の相続人に事業を継いでもらいたい
8. 不動産など、分割困難な財産がある
9. 相続人の中に、認知症等で判断能力の不十分な方がいる

【遺言】は、遺言者の最期の意思表示
遺された方々が揉めないための【予防】

付言事項

※遺言には自筆書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3種類の遺言方法があります

遺言書記載で法的効力が生じる事項（主なもの）

1. 認知
 2. 遺贈
 3. 推定相続人の廃除・廃除取消
 4. 遺言執行者の指定
 5. 相続分の指定
 6. 遺産分割方法の指定・遺産分割の禁止
 7. 未成年後見人の指定
 8. 生命保険金の受取人の指定・変更
- など…。



- ☆ 遺言書は、何度でも書き直しが可能
- ☆ 内容が抵触する部分については、新しい日付の遺言書が有効
- ☆ 付言事項の記載可

遺言書の主な種類とそれぞれの長所・短所 I

自筆証書遺言



自分で手書き
(財産目録はワープロ打ちも可)
後で文字が消えない筆記具
署名・押印が必要
作成年月日の記載が必要

公正証書遺言



公証人が作成
作成に必要な資料の事前準備
証人二名以上の立会いが必要

遺言書の主な種類とそれぞれの長所・短所Ⅱ

自筆証書遺言

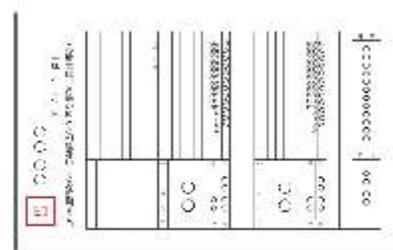
- 1.費用がほとんどかからない
- 2.手軽に書ける
- 3.内容や存在を秘密にできる
- 4.証人が不要
- 5.形式不備で無効になる可能性も
- 6.家庭裁判所の検認手続きが必要
(令和2(2020)年7月10日からは不要)
- 7.紛失、盗難、内容偽造のおそれ

公正証書遺言

- 1.費用がかかる(公証人手数料+a)
- 2.公証人との事前打合せ、公証役場へ出向く(来てもらう)必要がある
- 3.公証人や証人に内容が知られる
- 4.証人が二名以上必要
- 5.公証人作成の為、無効になりにくい
- 6.家庭裁判所の検認手続きが不要
- 7.原本は公証役場で保管される為、紛失、盗難、偽造のおそれがない

公正証書遺言作成の準備に必要なもの

1. 遺言者本人の印鑑登録証明書、実印
2. 遺言者と相続人との続柄がわかる戸籍謄本
(相続人以外の方に財産を残したい場合、その方の住民票)
3. 証人の住所、職業、氏名、生年月日等がわかるものや認印
4. 財産の中に預貯金がある場合は、通帳のコピーなど
5. 財産の中に不動産がある場合は、登記簿謄本、固定資産評価証明書など…。



※公正証役場によって、必要物が異なる場合あり。

公正役場では

正本

遺言公正証書

平成 年 月 日

公正役場

遺言者	昭和 年 月 日生
上記遺言者は、印鑑登録証明書の提出により人違いでないことを証明した。	
東京都	行政書士
証人	██████████
	昭和 年 月 日生
東京都	██████████
	行政書士
証人	██████████
	昭和 年 月 日生
以上の各事項を遺言者及び証人に読み聞かせたところ、各自この筆記の正確なことを承認し、次に署名捺印する。	
	██████████ 印
	██████████ 印
	██████████ 印

公証役場での公正証書作成手数料（公証役場に支払う費用）

相続財産の価格	手数料
100万円以下	5,000円
100万円超 200万円以下	7,000円
200万円超 300万円以下	11,000円
500万円超 1,000万円以下	17,000円
1,000万円超 3,000万円以下	23,000円
3,000万円超 5,000万円以下	29,000円
5,000万円超 1億円以下	43,000円



- ☆ 相続人の人数分毎に加算
- ☆ 1億円を超える場合、超過額5,000万円までごとに、3億円までは13,000円、10億円までは11,000円、10億円を超える場合は8,000円を43,000円に加算
- ☆ 相続、遺贈額の合計が1億円未満の場合は、11,000円を加算
- ☆ 祭祀主宰者の指定は、11,000円を加算
- ☆ 他に証人費用などがかかります

遺産分割協議の要点

①全相続人をしっかりと調べること

相続人を確定させることは遺産分割協議を行ううえでの大前提となる部分です。後から、実は〇〇も相続人だったとなると遺産分割は無効となります。（民法909条）

②故人が残した遺産を確定させること

分割する遺産の内容を確認します。現金や不動産などプラスの財産だけではなく、借金などマイナスの財産もすべて洗い出します。

③「誰が」「どの遺産」を取得するのかを明確にする

④借金については相続人全員の負担であること

借金などの債務は遺産分割の対象にならず、それぞれの法定相続分にしたがって、相続人が負担することになります。相続人の間で債務の割合を決めることは可能ですが、第三者（貸主）には主張が出来ない。

⑤遺産分割後に新たに相続財産が発見された場合による対処方法の記載

⑥相続人全員の署名・押印

⑦相続人に未成年や認知症がいる場合

親権者と未成年者の間に「利益相反」が発生した場合、「特別代理人」を選任しなければいけません。重度の認知症の方も成年後見人を立てる必要がある。

⑦遺産分割協議がまとまらない場合

裁判所に遺産分割調停を申し立てることも視野に入れる。

⑧協議成立後の注意点

遺産分割協議の成立後は、原則として再度の遺産分割協議は出来ません。

遺産分割の対象にならない「可分債権」とは？

被相続人の持っている財産といえば、土地建物、預貯金、株式、現金、貸金、売掛金、出資持分、絵画や高価な宝石など多岐にわたります。

「被相続人が持っていた財産は、全て遺産分割の対象になる」と思っている方も多いでしょう。そのイメージは大まかには合っています。不動産や現金を含む動産は遺産分割の対象であり、株式や投資信託も遺産分割の対象です。しかし、貸金や被相続人の行っていた商売の売掛金などの「可分債権」は、遺産分割の対象にはならないと考えられています。ある遺産が「可分債権」に該当すれば、遺産分割をしなくても債権額を法定相続分で割って、各相続人が取得して良いとされています。

預貯金は平成28年までは、最高裁の判例によって可分債権に該当すると考えられていました。平成28年までは、預貯金に遺産分割協議は必要なかったのです。つまり、各相続人は、遺産分割協議をしなくても、自分の法定相続分に対応する金額であれば、銀行に対して預貯金の払い戻しを請求することができたのです（なお、実は平成28年以前にも銀行は任意での払い戻しには応じていませんでしたが、訴訟をすれば払い戻していました）

しかし、このように「預貯金は可分債権に当たる」と考える事は、様々な弊害がありました。例えば、預貯金は相続人間で公平を図るための調整要素として非常に便利ですが、先に引き出されてしまうことによりこの調整が難しくなる場合があります。また、生前に被相続人から多額の援助を受けていた相続人が、預金については特別受益の考慮を受けることなく、法定相続分で取得してしまうことが可能だったため、抜け道的な行為が行われることもありました。そこで、最高裁判所は、平成28年に判例を変更しました（最大決平成28年12月19日）。その結果、預貯金は可分債権に当たらず、遺産分割協議が必要であるということになったのです。

平成28年の判例変更後にも、可分債権にあたるものはいくつか残っています。例えば、被相続人が他人に貸していた貸金債権、被相続人が交通事故で亡くなった場合の加害者に対する損害賠償請求権、被相続人が生前に商売を行っていた場合の売掛金等です。

これらの債権については、今でも各相続人が各自の相続分に従って遺産分割前に請求していくことが可能です。

先ほど述べた平成28年の判例変更によって、遺産分割をするまで預貯金が引き出せないことになりました。

このような需要に対応するために、平成31年の7月1日から新たな相続法が施行されました。新しい相続法では、それぞれの相続人が1金融機関あたり最大150万円の範囲で、遺産分割前に預貯金の払い戻しをすることが認められました。

相続法の大きな改正

民法（相続関係）等改正 [平成30（2018）年7月6日成立、7月13日公布]

- ① 遺産分割前の預貯金債権の仮払い制度（1つの金融機関につき150万円まで）
- ② 遺留分侵害額請求権（（旧）遺留分減殺請求権）請求後、現金払い（**下記参照**）
- ③ 相続人以外の者（死亡者の親族）が、死亡者の生前に介護などで貢献した場合、相続人に対して金銭の支払い請求が可能。
- ④ 「配偶者居住権」①配偶者短期居住権②配偶者居住権の新設
⇒遺された配偶者の生活安定のため、配偶者が自宅に居住可能な権利。
- ⑤ 自筆証書遺言の方式緩和
⇒パソコン等を使用しての財産目録作成が可能に。
法務局での自筆証書遺言の保管。

②遺留分の請求手続を金銭債権として、形成権から請求権に転換しています。形成権は行使と同時に物権的効力を生じる法的権利です。遺留分権利者が遺留分減殺請求権を行使すると、当然に遺留分対象財産の所有権が遺留分権利者に移転するとされてきました。不動産の場合は共有状態になってしまいます。それを避ける改正です。

改正民法で設けられた 2つの払戻し制度



家庭裁判所の判断により払戻しができる制度

- 家庭裁判所に遺産の分割の審判や調停が申し立てられている場合に、各相続人は、家庭裁判所へ申し立ててその審判を得ることにより、相続預金の全部または一部を仮に取得し、金融機関から単独で払戻しを受けることができます。
- ただし、生活費の支弁等の事情により相続預金の仮払いの必要性が認められ、かつ、他の共同相続人の利益を害しない場合に限られます。

単独で払戻しができる額

＝ 家庭裁判所が仮取得を認めた金額



家庭裁判所の判断を経ずに払戻しができる制度

- 各相続人は、相続預金のうち、口座ごと（定期預金の場合は明細ごと）に以下の計算式で求められる額については、家庭裁判所の判断を経ずに、金融機関から単独で払戻しを受けることができます。
- ただし、同一の金融機関（同一の金融機関の複数の支店に相続預金がある場合はその全支店）からの払戻しは150万円が上限になります。

単独で払戻しができる額

$$= \frac{\text{相続開始時の預金額}}{\text{(口座・明細基準)}} \times \frac{1}{3} \times \text{払戻しを行う相続人の法定相続分}$$

(例) 相続人が長男、次男の2名で、相続開始時の預金額が1口座の普通預金600万円であった場合
長男が単独で払戻しができる額 = $600\text{万円} \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{2} = 100\text{万円}$

制度利用の際に必要な書類

遺産分割前の相続預金の払戻し制度を利用するに当たっては、本人確認書類に加え、概ね以下の書類が必要となります。ただし、お取引金融機関により、必要となる書類が異なる場合がありますので、くわしくは、お取引金融機関にお問い合わせください。



- 1 家庭裁判所の審判書謄本
(審判書上確定表示がない場合は、さらに審判確定証明書も必要)



- 2 預金の払戻しを希望される方の
印鑑証明書



- 1 被相続人(亡くなられた方)の除籍謄本、
戸籍謄本または全部事項証明書
(出生から死亡までの連続したもの)

- 2 相続人全員の戸籍謄本または
全部事項証明書

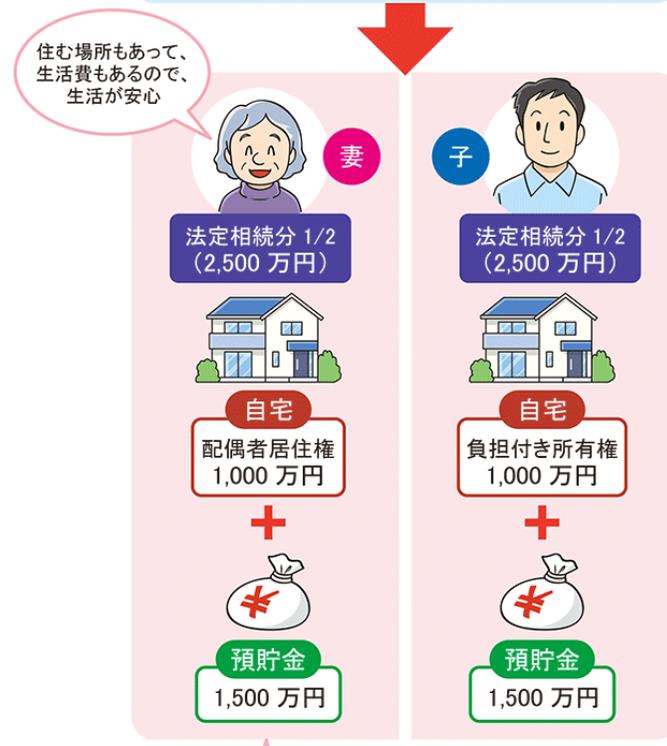
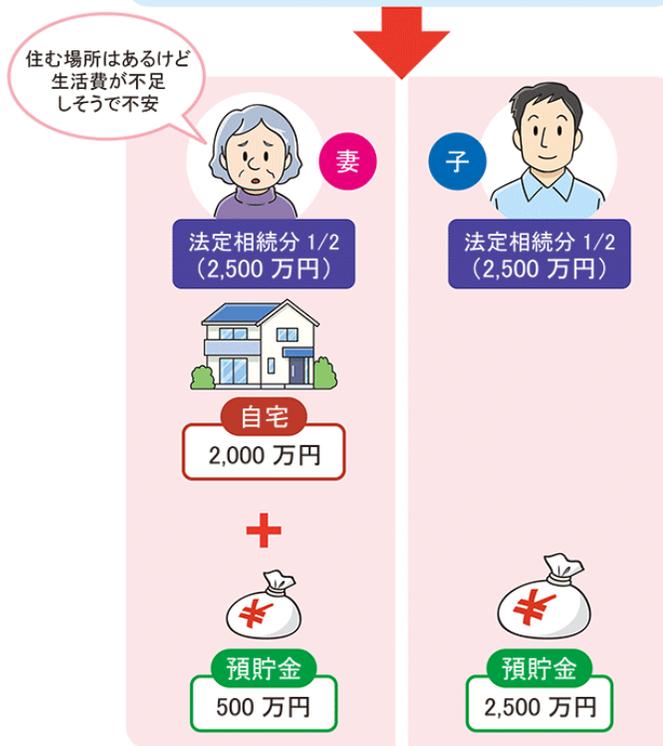
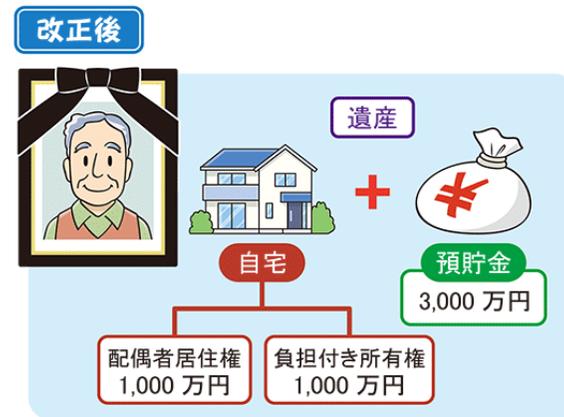
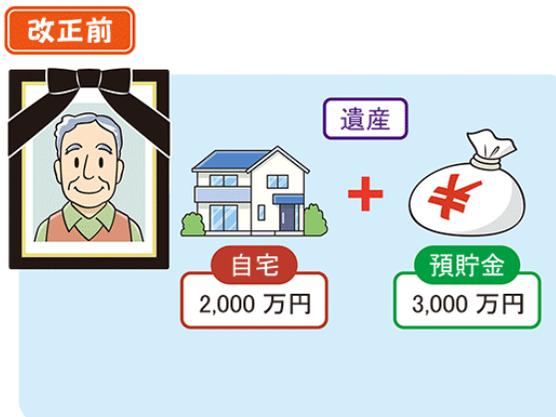
- 3 預金の払戻しを希望される方の
印鑑証明書



配偶者居住権の創設

例：相続人が妻と子1人、遺産が自宅（2,000万円）と預貯金3,000万円だった場合
妻と子の相続分=1:1 妻2,500万円、子2,500万円

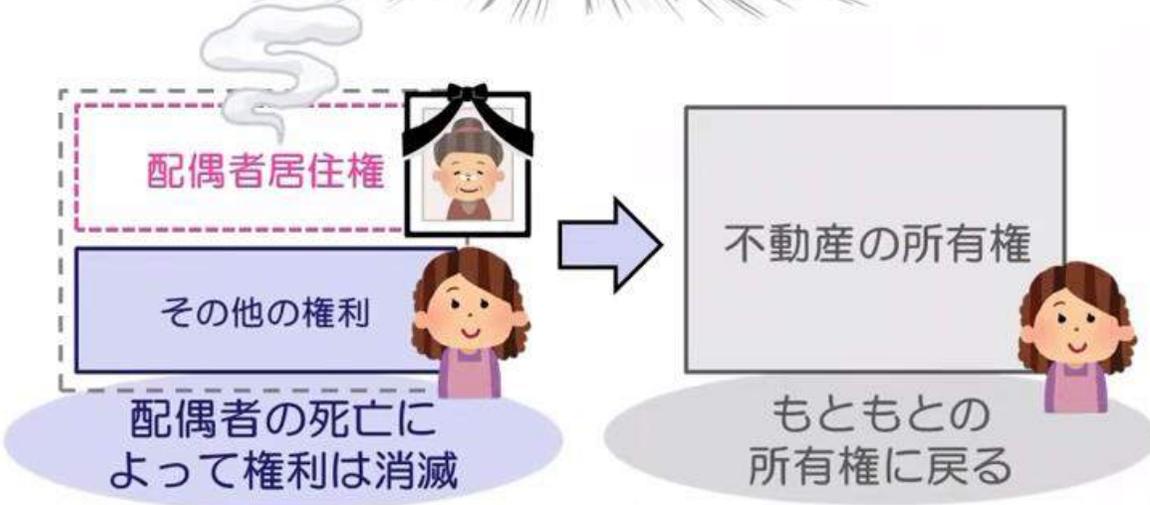
配偶者居住権は、相続開始で**自動的に発生するものでなく**（ここが短期居住権と違う）遺言か遺産分割協議で決まれば権利として発生していますが、配偶者居住権を第三者に対抗するためには登記が必要であり、居住建物の所有者は配偶者に対して配偶者居住権の登記を備えさせる義務を負っていて共同申請となります。配偶者居住権の設定登記ができるのは建物のみで、その敷地である土地には登記できません。亡くなった人が建物を配偶者以外と共有していた場合は、配偶者居住権の対象となりません。また、配偶者居住権を得た配偶者による売却ができないデメリットがある。



配偶者が自宅を取得する場合には、受け取ることのできる他の財産の額が少なくなってしまう

配偶者は自宅での居住を継続しながら、受け取ることのできる他の財産の額が増加する

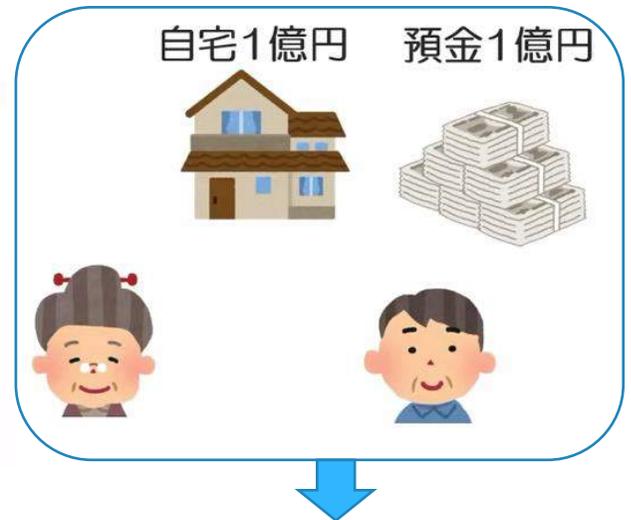
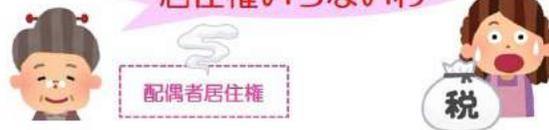
配偶者が死亡したことによる消滅には 相続税を課税しないことが決定！



この配偶者居住権の消滅による節税効果はいつまで続くか分かりません。節税目的の養子縁組は最高裁で養子縁組の意思は存するとされているが、相続税法63条では相続税の負担を不当に減少させる結果となると認められる場合においては、税務署長は、養子を相続人の数に算入しないで相続税額を計算できると定めています。この様に配偶者居住権が節税目的だと判断されると相続税が掛るようになる通達に変わる可能性はある。

ただし、配偶者居住権の生前放棄などの場合には贈与税が課税される

やっぱり、居住権いらないわ



配偶者居住権を使わない場合

相続税(1次)	相続税(2次)	相続税(合計)
1670万円	1220万円	2890万円

配偶者居住権を使う場合

相続税(1次)	相続税(2次)	相続税(合計)
1670万円	160万円	1830万円

配偶者居住権による2次相続税軽減のマッチするケース

- ① 配偶者の財産が多い場合
- ② 配偶者に金融財産を多く渡したい場合
- ③ 夫婦間の年齢差がある場合
- ④ 配偶者に先夫との子があり二次相続でもめそうな場合

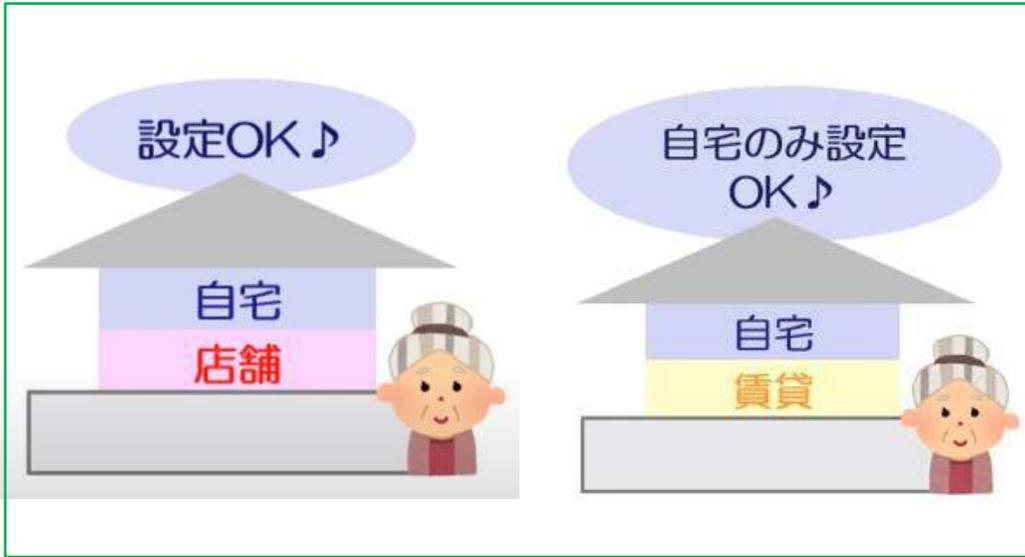
建物は築20年の木造住宅
評価値は500万円

土地は評価値6000万円

配偶者の相続時の年齢を
85歳と70歳の場合としている

85歳	配偶者居住権 (終身)	子の所有権	合計
建物	348万円	152万円	500万円
土地	1,266万円	4,734万円	6,000万円
合計	1,614万円	4,886万円	6,500万円

70歳	配偶者居住権 (終身)	子の所有権	合計
建物	500万円	0万円	500万円
土地	2,676万円	3,324円	6,000万円
合計	3,176万円	3,324万円	6,500万円



1. 配偶者居住権の価額

$$\text{居住建物の相続税評価額}^{(注)} - \text{居住建物の相続税評価額}^{(注)} \times \frac{\text{耐用年数} - \text{経過年数} - \text{存続年数}}{\text{耐用年数} - \text{経過年数}} \times \text{存続年数に応じた法定利率による複利現価率}$$

(注) 居住建物の一部が賃貸の用に供されている場合又は被相続人が相続開始の直前において居住建物をその配偶者と共有していた場合には、次の算式により計算した金額となります。

$$\text{居住建物が賃貸の用に供されておらず、かつ、共用でないものとした場合の相続税評価額} \times \frac{\text{賃貸の用に供されている部分以外の部分の床面積}}{\text{居住建物の床面積}} \times \text{被相続人が有していた持分割合}$$

2. 居住建物の価額

$$\text{居住建物の相続税評価額} - \text{配偶者居住権の価額}^{(注)}$$

(注) 上記1.で求めた配偶者居住権の価額です。

3. 敷地利用権の価額

$$\text{居住建物の敷地の用に供される土地の相続税評価額}^{(1)} - \text{居住建物の敷地の用に供される土地の相続税評価額}^{(2)} \times \text{存続年数に応じた法定利率による複利現価率}$$

居住の期間から算出。就寝とした場合は余命（女性90歳男性87歳）の係数

(注) 居住建物の一部が賃貸の用に供されている場合又は被相続人が相続開始の直前において居住建物の敷地を他の者と共有し、若しくは居住建物とその配偶者と共有していた場合には、次の算式により計算した金額となります。

$$\text{居住建物が賃貸の用に供されておらず、かつ、土地が共有でないものとした場合の相続税評価額} \times \frac{\text{居住建物の賃貸の用に供されている部分以外の部分の床面積}}{\text{居住建物の床面積}} \times \text{被相続人が有していた居住建物の敷地の持分割合と当該建物の持分割合のうちいずれか低い割合}$$

11年	0.722
12年	0.701
13年	0.681
14年	0.661
15年	0.642
16年	0.623
17年	0.605

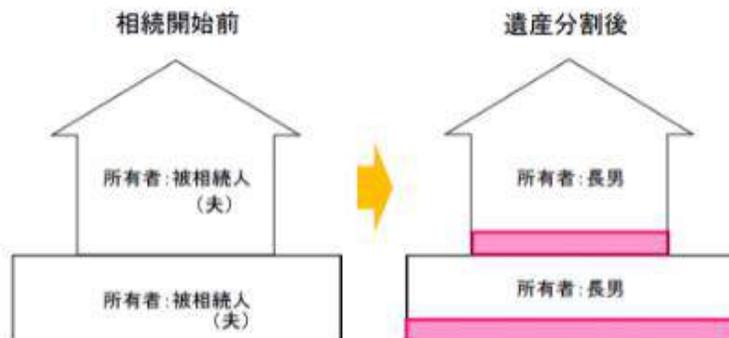
4. 居住建物の敷地の用に供される土地の価額

$$\text{居住建物の敷地の用に供される土地の相続税評価額} - \text{敷地利用権の価額}^{(注)}$$

(注) 上記3.で求めた敷地利用権の価額です。

5. 具体的計算例

配偶者居住権等の価額の具体的計算例を示すと次のとおりです。



※ 部分は、配偶者居住権又は敷地利用権の評価をする部分のイメージです。

相続税評価額：建物 2,000 万円
 土地 5,000 万円
 建物建築日：2010 年 12 月 1 日
 建物構造：木造
 相続開始日：2020 年 10 月 1 日
 賃貸の有無：無
 建物所有者：被相続人(夫)
 土地所有者：被相続人(夫)

遺産分割日：2021 年 3 月 20 日
 配偶者の年齢：80 歳 10 ヶ月(分割時)
 平均余命：11.71 年
 配偶者居住権存続期間：終身
 法定利率：3%
 建物相続人：長男
 土地相続人：長男

〔配偶者居住権の価額〕

$$\begin{array}{ccccccc}
 & & & \text{(耐用年数)} & \text{(経過年数)} & \text{(存続年数)} & \\
 & \text{(居住建物の相続税評価額)} & \text{(居住建物の相続税評価額)} & & & & \text{(権利現価率)} & \text{(配偶者居住権の価額)} \\
 2,000 \text{ 万円} & - & 2,000 \text{ 万円} & \times & \frac{33 \text{ 年} - 10 \text{ 年} - 12 \text{ 年}}{33 \text{ 年} - 10 \text{ 年}} & \times & 0.701 & = & \underline{13,294,783 \text{ 円}}
 \end{array}$$

(参考) 耐用年数：33年 (22年×1.5) ※
経過年数：10年 (2010年12月1日～2021年3月20日：10年3ヶ月)
存続年数：12年 (第22回生命表に基づく平均余命11.71年)
複利現価率：0.701 (端数処理前0.7014)

※減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める住宅用の耐用年数を1.5倍したものを用います。

〔居住建物の価額〕

(居住建物の相続税評価額)	(配偶者居住権の価額)	(居住建物の価額)
2,000万円	－ 13,294,783円	= <u>6,705,217円</u>

〔敷地利用権の価額〕

(居住建物の敷地の用に供される土地の相続税評価額)	(居住建物の敷地の用に供される土地の相続税評価額)	(複利現価率)	(敷地利用権の価額)
5,000万円	－ 5,000万円	× 0.701	= <u>14,950,000円</u>

〔居住建物の敷地の用に供される土地の価額〕

(居住建物の敷地の用に供される土地の相続税評価額)	(敷地利用権の価額)	(居住建物の敷地の価額)
5,000万円	－ 14,950,000円	= <u>35,050,000円</u>

(相法23の2)

- ▶ 国税に関するご相談は、国税局電話相談センター等で行っていますので、[税についての相談窓口](#)をご覧ください。

$$\text{建物の相続税評価額} \times \frac{\text{残存耐用年数①} - \text{配偶者居住権の存続年数②}}{\text{残存耐用年数①}} \times \text{存続年数②に応じた民法の法定利率による複利現価率③}$$

75歳	12年	15年
76歳	11年	14年
77歳	10年	14年
78歳	10年	13年
79歳	9年	12年
80歳	8年	11年
81歳	8年	11年
82歳	7年	10年
83歳	7年	9年
84歳	6年	9年
85歳	6年	8年

建物の構造	法定耐用年数 (1.5倍済)
木造	33年
木骨モルタル	30年
(鉄骨)鉄筋コンクリート	70年
レンガ造・ブロック造	57年
骨格材3mm以下の金属造	28年
骨格材3mm超の金属造	40年
骨格材4mm超の金属造	51年

11年	0.722
12年	0.701
13年	0.681
14年	0.661
15年	0.642
16年	0.623
17年	0.605

$$\text{建物の相続税評価額} \times \frac{\text{残存耐用年数①} - \text{配偶者居住権の存続年数②}}{\text{残存耐用年数①}} \times \text{存続年数②に応じた民法の法定利率による複利現価率③}$$

【入力欄】

建物評価額	3,000,000
土地相続税評価額	10,000,000
配偶者性別	女性
配偶者年齢	75歳
設定期間	終身
建物構造	木造
築年数	10年

【自動計算欄】

土地・建物評価額合計	13,000,000
平均余命年数	15年
配偶者居住権の残存年数	15年
法定耐用年数	33年
残存耐用年数	23年
複利現価率	0.642
-	-

【配偶者居住権】

種類	相続税評価額	比率
建物	2,330,087	77.67%
土地	3,580,000	35.80%
合計	5,910,087	45.46%

【配偶者居住権の設定された所有権】

種類	相続税評価額	比率
建物	669,913 ⊕	22.33%
土地	6,420,000	64.20%
合計	7,089,913	54.54%

$$3,000,000 \times \frac{23年 - 15年}{23年} \times 0.642 = 669,913$$

配偶者短期居住権

被相続人の意思などに関係なく、相続が確定した日か相続開始時から6か月まで、配偶者はその建物に住むことができます。

また、第三者に遺贈された場合や、配偶者が相続放棄をした場合には、その建物の所有者が権利の消滅の申入れをした日から6か月を経過する日まで、配偶者はその建物に住むことができます。

配偶者短期居住権とはどのような権利ですか

夫婦の一方が死亡し、残された配偶者が、被相続人の所有する建物に居住していた場合に、残された配偶者が、直ちに住み慣れた建物を出て行かなければならないとすると、精神的にも肉体的にも大きな負担となります。配偶者短期居住権は、亡くなった方の所有する建物に居住していた配偶者が、引き続き一定期間、無償で建物に住み続けることができる権利です。

被相続人が遺言をすることなく死亡し、相続人間で遺産分割をすることになりました。配偶者であるわたしは、いつまで居住建物に住み続けることができますか

あなたが居住していた建物について、遺産分割の協議が行われる場合には、あなたは遺産分割の協議がまとまるか又は遺産分割の審判がされるまで、建物に住み続けることができます。遺産分割が早期に行われた場合でも、被相続人が亡くなってから6か月間は、建物に住み続けることができます。

被相続人は、わたしが住んでいる居住建物を第三者に遺贈してしまいました。配偶者であるわたしは、直ちに居住建物から出ていかなければいけないのでしょうか

あなたが居住していた建物が、被相続人によって他の相続人や第三者に遺贈された場合であっても、直ちに建物を明け渡す必要はありません。遺贈を受けた人から、「配偶者短期居住権の消滅の申入れ」を受けた日から6か月間は、無償で建物に住み続けることができるので、その間に転居先を探すことができます。

被相続人が死亡しましたが、借金があったので相続放棄をしようと考えています。配偶者であるわたしは、いつまで居住建物に住み続けることができますか

Q12と同様、相続放棄後、直ちに建物を明け渡す必要はありません。建物の所有権を取得した人から、「配偶者短期居住権の消滅の申入れ」を受けた日から6か月間は、無償で建物に住み続けることができるので、その間に転居先を探すことができます。

配偶者短期居住権が存続している間、配偶者と居住建物取得者間の法律関係

配偶者短期居住権が存続している間の配偶者短期居住権者と居住建物の所有者と間の主な法律関係は、次のとおりです。

(1) 居住建物の使用等について

配偶者短期居住権者は、定められた期間の範囲内で建物に住み続けることができますが（Q 1 1 から Q 1 3 参照）、これまでと異なる用法で建物を使用することはできないほか（例えば、建物の所有者に無断で賃貸することはできません。）、建物の使用に当たっては、建物を借りて住んでいる場合と同様の注意を払う必要があります。

(2) 建物の修繕について

配偶者居住権と同様、居住建物の修繕が必要な場合には、配偶者がその費用負担で修繕を行うこととされています。建物の所有者は、配偶者が相当の期間内に必要な修繕をしないと自ら修繕をすることができます。

(3) 建物の増改築について

配偶者居住権と同様、配偶者短期居住権者は、建物所有者に無断で建物の増改築をすることはできません。

(4) 建物の固定資産税について

配偶者居住権と同様、配偶者は、建物の通常に必要な費を負担することとなっているので、居住建物やその敷地の固定資産税等を負担することになります。

(5) 登記について

配偶者居住権と異なり、配偶者短期居住権は、登記することはできません。万が一、建物が第三者に譲渡されてしまった場合には、その第三者に対して、配偶者短期居住権を主張することができません。配偶者は、建物を譲渡した者に対して、債務不履行に基づく損害賠償を請求することが考えられます。

自宅の生前贈与が**特別受益の対象外**になる方策

(結婚期間が20年以上の夫婦間)
配偶者保護のための持戻し免除の意思表示の推定

①特別受益にならず遺産分割協議で持ち戻しの必要性はない

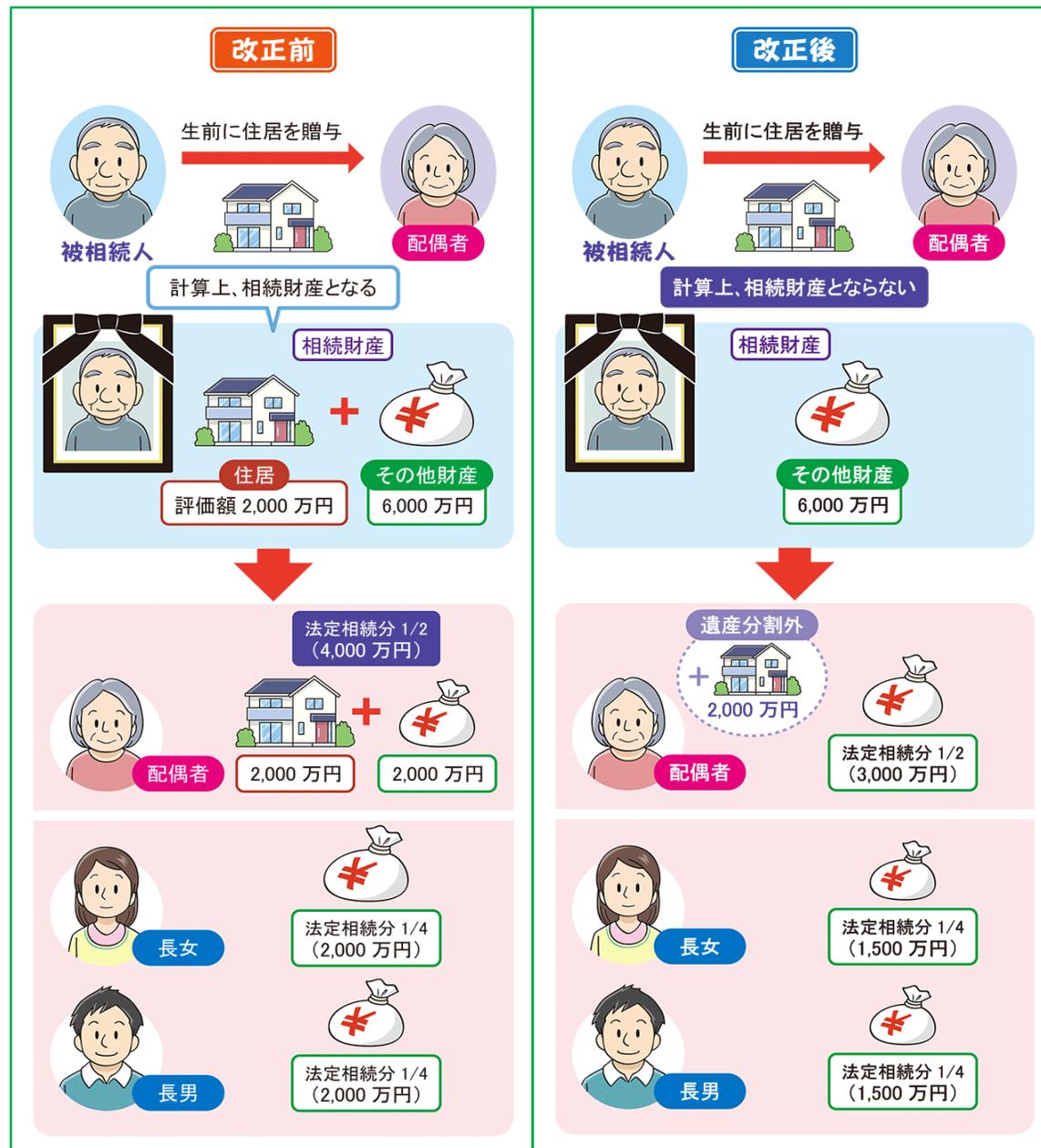
(配偶者保護のための持戻し免除の意思表示の推定)

②但し税法上の不利はある

- ・そもそも夫婦間の相続は最低でも1億6千万まで相続税がかからない
- ・小規模宅地特例(減額は80%。適用される限度面積は330㎡まで)は生前贈与に使えない
- ・不動産取得税と登録免許税は高い

<注意>

居住不動産売却時の3千万控除の為に生前贈与で共有にした場合は認められない。



夫婦の間で居住用の不動産を贈与したときの配偶者控除

[令和3年4月1日現在法令等]

1 特例の概要

婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、基礎控除110万円のほかに最高2,000万円まで控除(配偶者控除)できるという特例です。

2 特例を受けるための適用要件

- (1) 夫婦の婚姻期間が20年を過ぎた後に贈与が行われたこと
- (2) 配偶者から贈与された財産が、居住用不動産であること又は居住用不動産を取得するための金銭であること
- (3) 贈与を受けた年の翌年3月15日までに、贈与により取得した居住用不動産又は贈与を受けた金銭で取得した居住用不動産に、贈与を受けた者が現実に住んでおり、その後も引き続き住む見込みであること

(注)

- 1 「居住用不動産」とは、専ら居住の用に供する土地若しくは土地の上に存する権利又は家屋で国内にあるものをいいます。
- 2 配偶者控除は同じ配偶者からの贈与については一生に一度しか適用を受けることができません。

3 適用を受けるための手続

次の書類を添付して、贈与税の申告をすることが必要です。

- (1) 財産の贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成された戸籍謄本又は抄本
- (2) 財産の贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成された戸籍の附票の写し
- (3) 居住用不動産の登記事項証明書その他の書類で贈与を受けた人がその居住用不動産を取得したことを証するもの

金銭ではなく居住用不動産の贈与を受けた場合は、上記の書類のほかに、その居住用不動産を評価するための書類（固定資産評価証明書など）が必要となります。

配偶者控除の対象となる居住用不動産の範囲

[令和3年4月1日現在法令等]

婚姻期間20年以上の夫婦の間で居住用不動産の贈与が行われ、一定の条件に当てはまる場合には贈与税の配偶者控除が受けられます。

この場合の居住用不動産は、贈与を受けた配偶者が居住するための国内の家屋又はその家屋の敷地です。居住用家屋の敷地には借地権も含まれます。

なお、居住用家屋とその敷地は一括して贈与を受ける必要はありません。

したがって、居住用家屋のみあるいは居住用家屋の敷地のみ贈与を受けた場合も配偶者控除を適用できます。この居住用家屋の敷地のための贈与について配偶者控除を適用する場合には、次のいずれかに当てはまる必要があります。

(1) 夫又は妻が居住用家屋を所有していること。

(2) 贈与を受けた配偶者と同居する親族が居住用家屋を所有していること。

この具体的な事例を二つ説明します。

イ 妻が居住用家屋を所有していて、その夫が敷地を所有しているときに、妻が夫からその敷地の贈与を受ける場合

ロ 夫婦と子供が同居していて、その居住用家屋の所有者が子供で敷地の所有者が夫であるときに、妻が夫からその敷地の贈与を受ける場合

また、居住用家屋の敷地の一部の贈与であっても、配偶者控除を適用できます。

なお、居住用家屋の敷地が借地権のときに金銭の贈与を受けて、地主から底地を購入した場合も、居住用不動産を取得したことになり、配偶者控除を適用できます。

居住用不動産の贈与

- ①特別受益にならず遺産分割協議で持ち戻しの必要性はない（配偶者保護のための持ち戻し免除の意思表示の推定）
- ②但し税法上の不利はある
 - ・そもそも夫婦間の相続は最低でも1億6千万まで相続税がかからない
 - ・小規模宅地特例（減額は80%。適用される限度面積は330㎡まで）は生前贈与に使用できない
 - ・不動産取得税と登録免許税は高い

不動産取得税

不動産取得税		税額計算方法
住宅用	土地	評価額 × 1/2 × 3%
	家屋	評価額 × 3%
住宅用以外	土地※	評価額 × 1/2 × 3%
	家屋	評価額 × 4%
非課税		相続による取得
課税		贈与・遺贈による取得

※宅地でない場合には1/2しない

登録免許税

登録免許税			原則	特例※	
所有権の保存 (新築)	建物	住宅	0.4%	0.15%	
		認定長期優良住宅	0.4%	0.1%	
		認定低炭素住宅	0.4%	0.1%	
		非住宅	0.4%	-	
所有権の移転	売買	土地	2.0%	1.5%	
		建物	住宅	2.0%	0.3%
			認定長期優良住宅	2.0%	0.2%
	認定低炭素住宅		2.0%	0.1%	
	非住宅	2.0%	-		
	相続		0.4%	-	
	贈与・遺贈		2.0%	-	

※特例は、年度によって適用される税率が異なりますので、ご注意ください。



自筆証書遺言に添付する財産目録の作成がパソコンで可能に

遺言書

別紙目録一及び二
の不動産を法務一郎に、
別紙目録三及び四の
不動産を法務花子に
相続させる。

平成二十九年一月五日
法務太郎 印



別紙目録

一 土地
所在 東京都…
地番 …
地目 …
地積 …

二 建物
所在 東京都…
家屋番号 …
種類 …
床面積 …

(↑PCで作成)

法務太郎 印

三 土地
所在 大阪府…
地番 …
地目 …
地積 …

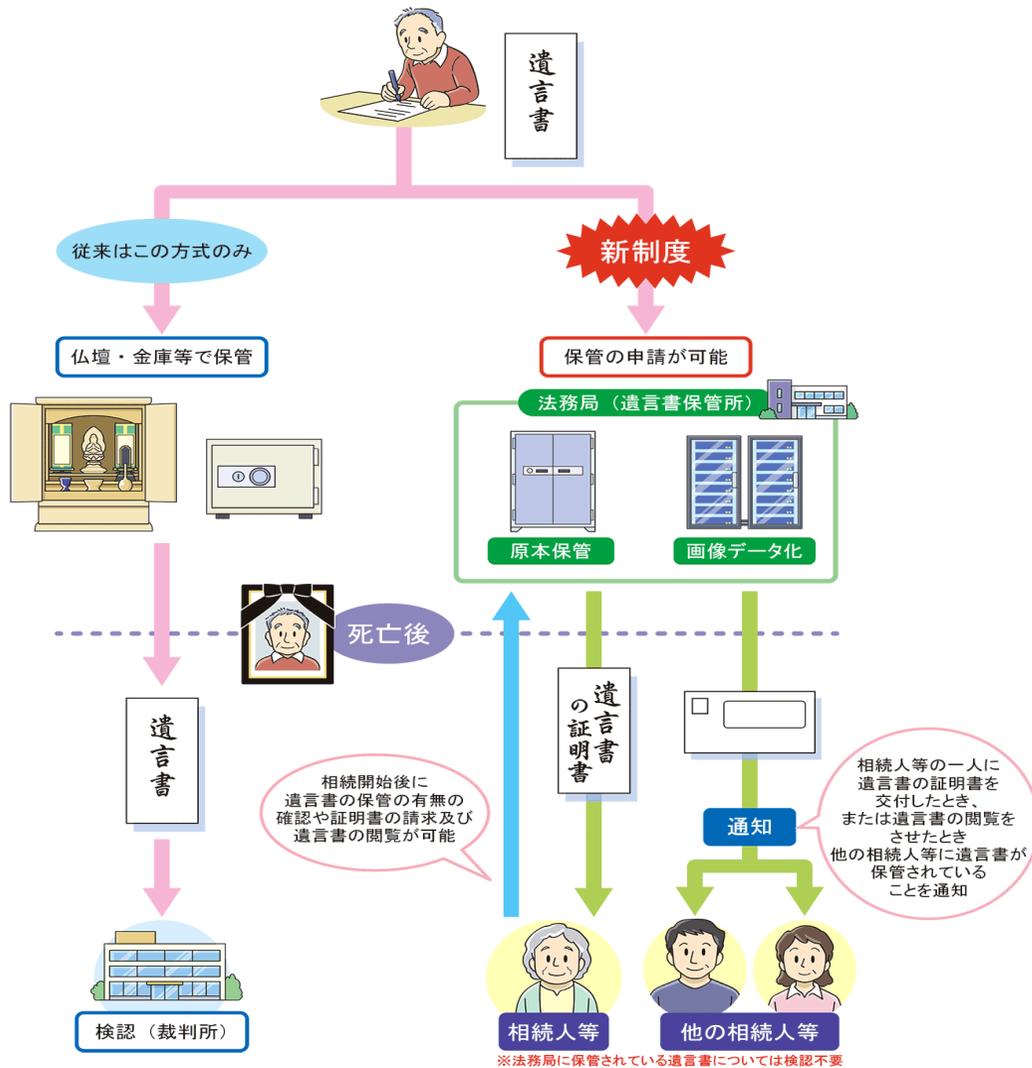
四 建物
所在 大阪府…
家屋番号 …
種類 …
床面積 …

(↑PCで作成)

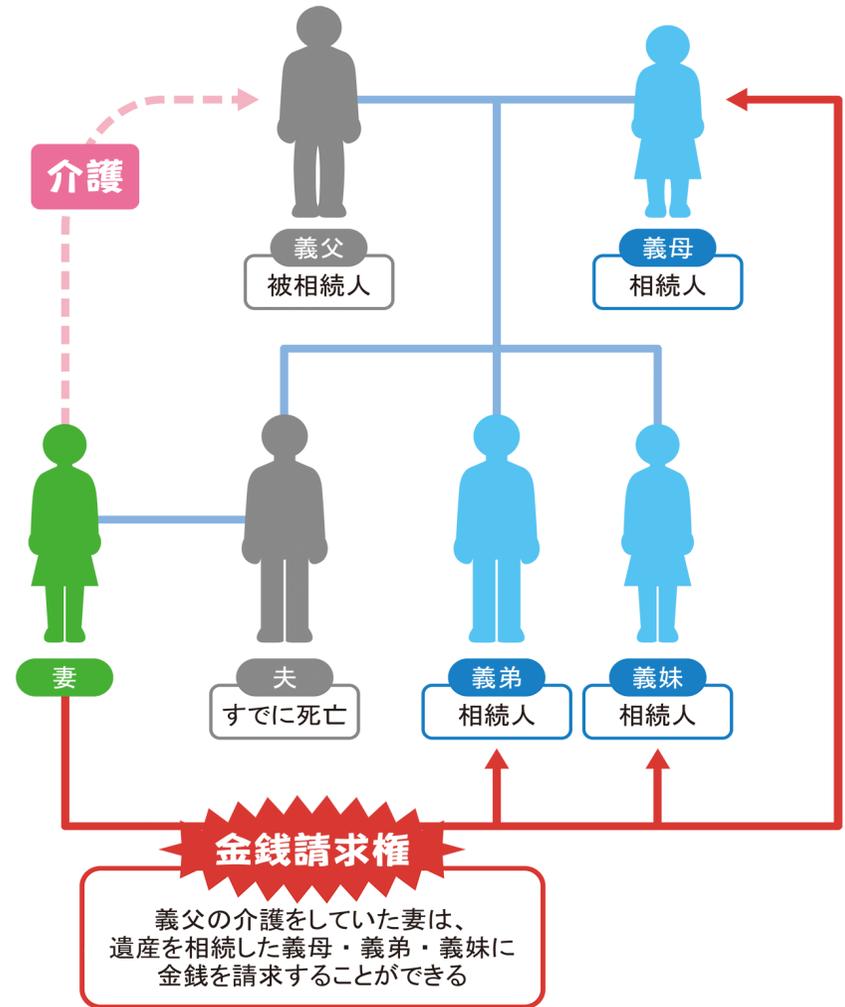
法務太郎 印

- パソコンで目録を作成
- 通帳のコピー、登記事項証明書等を添付

法務局で自筆証書による遺言書が保管可能に



被相続人の介護や看病に貢献した親族は金銭請求が可能に



不動産の評価方法一覧

評価方法	土地	建物	主な利用目的	備考
相続税路線価	○	×	相続税の計算	実勢価格の8割程度
固定資産税路線価	(○)	(×)	固定資産税の計算	実勢価格の7割程度
固定資産税評価額	○	○		
公示地価	○	×	参考値	
実勢価格	○	○	遺産分割・売買など	不動産業者により差あり

<遺留分算定>

このように、不動産の評価方法は複数ありますが、遺留分算定の基礎となる財産額の算出にあたっては、時価による評価をする必要があります。

この点、固定資産税評価額や路線価をそのまま使ってしまうと、（特に高額な土地などの場合）不動産の評価額は時価よりも安くなりがちです。そこで、遺産分割調停や遺留分調停の現場では、当事者間において、固定資産税評価額等を一定割合で割戻した額（例えば固定資産税評価額を7/10で除した額）を時価として合意をすることがあります。

また、同じく調停においては、これらの評価方法を使わずに、不動産業者による不動産の査定を行い、双方が査定書を証拠として提出した上で、双方の査定額の間額を時価額とする場合もあります。

不動産の評価額や評価方法について当事者間で合意ができれば、合意をした額を時価とすることが可能です。しかし、双方の主張する不動産の評価額に大きな差があり、不動産の時価額の合意ができない場合は最終的には裁判所が時価の認定をすることになります。

非課税の贈与

※民法549条

贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。

- ①両者の認識が合致⇒毎年の贈与契約書、
- ②管理処分権限の移行

- ・ 幼児には孫の親（祖父母の子）が親権者として贈与契約を結ぶこととなります。
- ・ 親権者が贈与された財産を私的に使用してはいけないことです。
- ・ 孫の「学費」「生活費」の援助は非課税
「学費」（学校や塾の学費・交通費）「生活費」（食費・家賃、疾病にかかった場合の治療費など）は贈与税について定められている相続税法には、扶養義務者間の生活費、教育費の贈与には贈与税が課税されないと定められています。特にここでのポイントは、支出した金銭が社会通念上妥当な金額かということです。人により生活コストが違い一概にくらまでとは決められていません。
- ・ 教育資金の「一括贈与の特例」を利用することで、1500万円の贈与まで非課税にすることが可能です。
適用条件は、以下のとおりです。
2021年3月31日までの贈与であること（延長される可能性があります）
孫の年齢が30歳未満であること（30歳まで使い切れないと残額に贈与税がかかる。祖父母の死亡は相続税）
金融機関で専用の口座を開設すること（教育資金の領収書を金融機関に提出）
- ・ **相続時精算制度**（20歳以上の子や孫へ2,500万円まで特別控除）を適用すると暦年贈与非課税は使えなくなります
- ・ お金をもらった方がそのお金を自由に使えたかを税務署は徹底的に調べます
（名義財産の問題：名義預金は贈与でないので時効6年＜悪質は7年＞は適用なし）
- ・ 被相続人の預金を10年間を調査します（金融機関の保存義務は10年間）
- ・ 税務調査は申告期限後2年前後に来る可能性が30%
- ・ 毎年贈与を行うことを連年贈与と言います。連年贈与自体は特別珍しいものではなく、税務上、問題ではありませんが、「定期贈与」と認定された場合、一定の期間の贈与額の合計額について贈与税が課税されることとなります。

	従来の贈与（暦年課税）	相続時精算課税制度
贈与税の計算	<p>$(\text{贈与額} - 110\text{万円}) \times \text{累進税率}$</p> <p>累進税率は10～55%の8段階 ※税率区分は、(1)「20歳以上の子や孫への贈与（特例贈与）」と(2)「それ以外への贈与（一般贈与）」で異なります。</p>	<p>$(\text{贈与額} - 2,500\text{万円}) \times 20\%$（一定）</p>
贈与税条件	誰でも	60歳以上の父母・祖父母から20歳以上の子・孫への贈与 ※年齢は贈与の年の1月1日現在の満年齢。
相続税との関係	相続税とは切り離して計算 （ただし相続開始前3年以内の贈与は相続税の課税価格に加算）	相続税の計算時に贈与税は精算される。 精算時の贈与財産の評価は贈与時の時価
贈与税の納税	暦年単位で計算し納税 暦年とは、その年の1月1日～12月31日	特別控除2,500万円を超えた贈与时ごとに納税し、相続時に精算
相続税の節税効果	贈与税の基礎控除（110万円）は毎年使え、非課税となる。相続時も相続開始前3年以内の贈与でなければ相続税の対象外	相続時に相続財産と合算する贈与財産の価額は贈与時の時価なので、相続時に評価が上がっているものを贈与すると相続財産の圧縮ができ節税効果あり
大型贈与の可能性	数年にわたり多人数に行えば大型の贈与が可能。 ただし、相続開始前3年以内の贈与は相続税の課税価格に加算	2,500万円まで贈与税がかからないので、大型の贈与がしやすい
制度の移行	従来贈与（暦年課税）から、相続時精算課税制度への移行は可能	相続時精算課税制度を選択した後で従来贈与（暦年課税）への移行は不可能

特別受益にならない生前贈与

「婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として」の生前贈与が特別受益とされています（民法903条1項）

よって婚姻、養子縁組、生計の資本ではない生前贈与であれば、特別受益にはならないということです。

問題は、具体的にどのような生前贈与が特別受益になるかです。

特別受益になるかどうかの重要ポイントは、遺産の前渡しなのか親の扶養の範囲なのか

①結婚式費用の援助を特別受益であるとした裁判例もありますが、考え方は分かれています。

しかし、金額が極めて高額だったり、相続人間に看過しがたい不均衡が生じたりしない限り、特別受益にはならないと考えるのが一般的です。

②亡くなった人の資力や保有資産にもよりますが、月数万円程度の生活費の援助は、原則として親の扶養の範囲となり、特別受益にはなりません。援助期間が長期間に及び、積算すると多額になったとしても、あくまでも一つ一つの援助はいずれも扶養の範囲であり、特別受益になりません。

③新築祝いや入学祝など通常の援助の範囲内でなされたお祝いは、扶養義務に基づく援助（ないし冠婚葬祭）であり、特別受益にはなりません。

④昔はともかく、今は、大学への進学率が高くなっています。特定の相続人に対する大学の学費の援助は、原則として親の扶養の範囲となり、特別受益にはなりません。

⑤建物の無償使用

収益物件として賃貸している建物をあえてただで使用させたのであれば、特別受益になる可能性があります（考え方は分かれます）

⑥死亡保険金

例外があります。最高裁の判例は、保険金の受取人である相続人とその他の共同相続人との間に生じる

不公平が到底是認することができないほど著しく不公平な場合には、例外的に特別受益になるとしています（最決平成16年10月29日）。

☆特別受益とされるもの

住宅購入資金の援助、事業資金の援助、借金の立替払い、土地の無償使用（土地をただで使わせてもらう代わりに親の面倒を見るという負担を負っていた場合、土地使用の利益と扶養の負担に対価関係が生じるので特別受益にならない可能性がありますし、「持ち戻し免除の意思表示」があったとも考えられます。）

金融機関は金融機関はどうやって訃報を知る？なぜ凍結されるのか？

銀行をはじめとした金融機関が被相続人の亡くなった事実を知るのは、その遺族からの報告による場合が多いです。

相続人からの連絡により知るケース

- ・相続人が相続手続のために来店した
- ・相続人からの電話

業務で知るケース

- ・斎場の看板で預金者の氏名を見かけた
- ・得意先回りで預金者死亡の情報を得た

マスコミの情報で知るケース

預金者が著名人であるなどの理由により、その死亡が新聞やテレビの報道等で公知の事実となっている場合には、一般に相続人等からの死亡の連絡がなくても、銀行が預金者死亡の事実を知った時点で直ちに預金を凍結します。

その他

- ・所轄の税務署から預金者の照会を受けた
- ・他の金融機関から預金者死亡の連絡が入った

被相続人が亡くなったことを知れば口座は凍結されます。

凍結されると窓口でのお金の引き出し・預け入れ、自動引き落としはもちろんできません。

口座を凍結する理由は、被相続人の預貯金が遺産相続の対象となるからです。

遺産の中でも普通預金ならば、ATMで遺族が被相続人のキャッシュカード等を持参し暗証番号の入力すれば、本人でなくとも簡単にお金を引き出すことができます。

遺族の一人がこの様な方法で、勝手に遺産を引き出すことができるなら、他の相続人との間でトラブルが発生し、銀行等も責任を問われるおそれがあります。

そのため、銀行等は相続争いに巻き込まれるのを防ぐため、口座凍結で対応するのです。

銀行や金融機関ごとの振り込まれるまでの目安の期間2019年度最新情報

みなさんが気になるのは、金融機関の口座凍結を解除する手続き後、どの位で指定口座へお金が振り込まれるかでしょう。

前述した通り、どの金融機関も概ね数週間程度で振り込みは完了します。

こちらでは、各銀行の所要期間について取り上げます。

所要期間をホームページ等で明記している主な銀行は次の通りです。

だいたいどの銀行も**1～2週間程度で振り込みは完了**するようです。ただし、書類の不備等があればその分、所要期間は長くなってしまいます。

金融機関	所要期間
ゆうちょ銀行	遅くとも1ヶ月程度
三菱UFJ銀行	約2週間
新生銀行	約2週間
青森銀行	1～2週間
七十七銀行	1～2週間
千葉銀行	5営業日程度
群馬銀行	1～2週間
十六銀行	約1週間
京都銀行	1～2週間
中国銀行	約1週間
福岡銀行	約1週間

配偶者の税額軽減

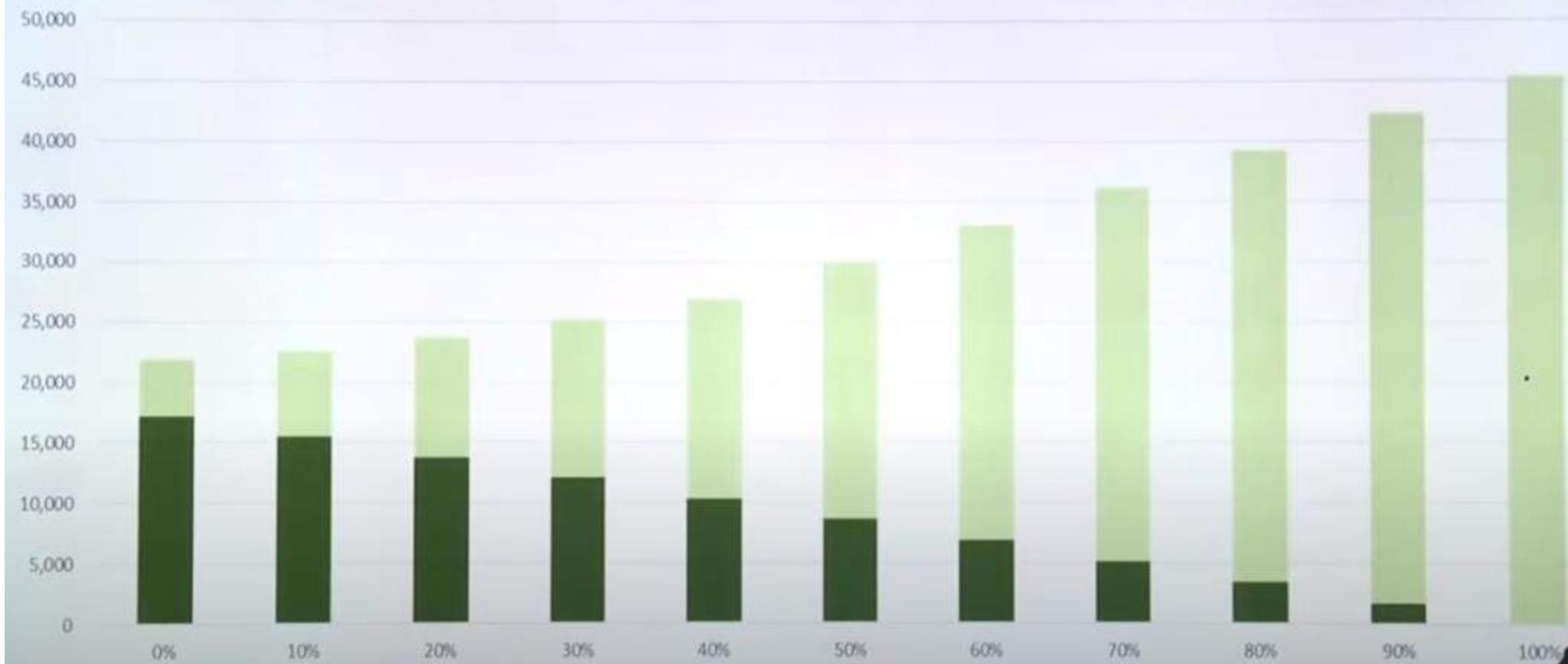
一次・二次相続税額シミュレーション

一次相続課税価格	配偶者固有財産	配偶者受取生命保険	相続人の数	子供の数
160,000千円	80,000千円	0	3	2

(単位：千円)

配偶者の取得割合	0%	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
配偶者取得財産	0	16,000	32,000	48,000	64,000	80,000	96,000	112,000	128,000	144,000	160,000
子供取得財産	160,000	144,000	128,000	112,000	96,000	80,000	64,000	48,000	32,000	16,000	0
配偶者税額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
子供税額	17,200	15,480	13,760	12,040	10,320	8,600	6,880	5,160	3,440	1,720	0
一次相続税額	17,200	15,480	13,760	12,040	10,320	8,600	6,880	5,160	3,440	1,720	0
二次相続課税価格	80,000	96,000	112,000	128,000	144,000	160,000	176,000	192,000	208,000	224,000	240,000
二次相続税額	4,700	7,100	10,000	13,200	16,600	21,400	26,200	31,000	35,800	40,600	45,400
税額合計	21,900	22,580	23,760	25,240	26,920	30,000	33,080	36,160	39,240	42,320	45,400

配偶者の税額軽減



【相続人が配偶者と子の場合の相続税の早見表】

遺産総額	配偶者と子が相続人の場合			
	配偶者 子供1人	配偶者 子供2人	配偶者 子供3人	配偶者 子供4人
5,000万円	40万円	10万円	0円	0円
6,000万円	90万円	60万円	30万円	0円
7,000万円	160万円	113万円	80万円	50万円
8,000万円	235万円	175万円	138万円	100万円
9,000万円	310万円	240万円	200万円	163万円
1億円	385万円	315万円	262万円	225万円
1.5億円	920万円	747万円	665万円	587万円
2億円	1,670万円	1,350万円	1,217万円	1,125万円
2.5億円	2,460万円	1,985万円	1,800万円	1,687万円
3億円	3,460万円	2,860万円	2,540万円	2,350万円
5億円	7,605万円	6,555万円	5,962万円	5,500万円

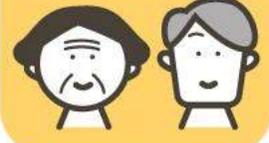
一次相続と二次相続での相続税額の違い

一次相続の段階で配偶者に最大限の財産を相続すれば、配偶者控除などの効果で納税額は少なくなります。しかし、その分、二次相続の税負担が重くなります。これは、相続税の納税を先延ばしにするという効果はあるものの、抜本的な節税にはなっていないということです。

右の表は一次相続については、法定相続分にしたがって、妻と子で50%ずつ相続し、配偶者控除を適用しています。小規模宅地等の特例や、相次相続控除など、他の要素は加味していません。

二次相続では

- ①相続人の減少で基礎控除額や生命保険金・死亡退職金の非課税枠も少なくなる
- ②配偶者控除がなくなる
- ③一次相続で配偶者の税額軽減に頼りすぎると二次相続では相続財産が増え、累進課税で相続税が増える

課税価格	一次相続	二次相続
	配偶者と子1人 	子1人 
4,000万円	0	40万円
5,000万円	40万円	160万円
6,000万円	90万円	310万円
7,000万円	160万円	480万円
8,000万円	235万円	680万円
9,000万円	310万円	920万円
1億円	385万円	1,220万円
2億円	1,670万円	4,860万円
3億円	3,460万円	9,180万円
4億円	5,460万円	1億4,000万円
5億円	7,605万円	1億9,000万円

家族信託

家族信託とは民法の特別法である信託法に基づき、ご自身（委託者）の財産（信託財産）を信頼できる家族（受託者：管理者）に託し、利益を受ける人（受益者）の為に、特定の目的に従って、管理・処分してもらう財産管理の方法を言います。所有権を管理権と受益権に分ける方法と言える。

メリット

- ・柔軟な設計ができる（戦前の隠居制度の様に一代限りの遺言書よりも柔軟性がある）
- ・委託者が認知症になっても、受託者の判断で不動産の修理や売却ができる
- ・受託者は、相続税対策や資産活用を継続できる
- ・金銭も受託者が管理できる
- ・受託者・受益者の承継者を指定できる
- ・受託者には贈与税はかからない

デメリット

- ・制度の歴史が浅いので事例が少ないことと専門家が少ないこと

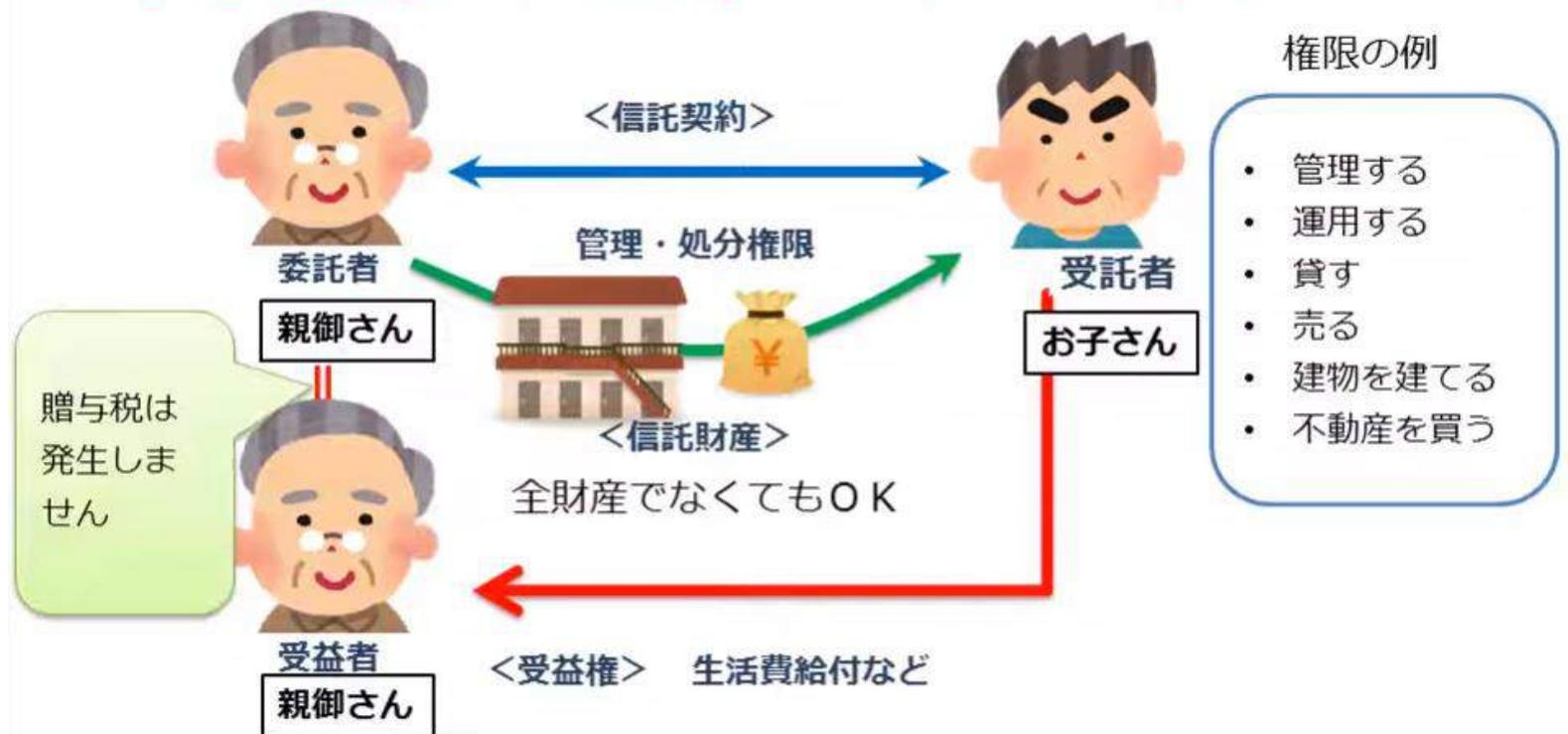
受託者

- ・信託銀行でなくても、営業（不特定多数を相手に反復・継続して信託の受託をする者）でなければ誰でも受託者になれます。家族信託の受託者は報酬をもらうことができます
- ・財産の処分など受託者だけの判断でなく委託者の同意が必要とすることもできる
- ・受託者の悪用を防ぐ為に信託監督人という第三者を設けることもできる

活用方法

- ・財産管理（相続対策・資産活用）の認知症対策
- ・何代も渡り承継者を指定できる（通常の遺言・後見制度でできない事がかろうになります）

家族信託 基本スキーム図



- **委託者**：財産を託す人
- **受託者**：財産を託される人（形式的な所有者）
- **受益者**：信託財産からの利益の給付を受ける人（実質的な所有者）
- **受益権**：信託財産からの利益の給付を受ける権利（と監督権）

家族信託の5大機能

①名義集約機能

信託された財産の所有権は受益権に変換され、その権利は移転しないで「名義」のみが受託者に変更されるという家族信託の性質を利用し、多数の委託者から受託者に「名義」のみを変更することで、それら財産の一括管理を受託者がおこなうことができるようになります。

②条件付贈与機能

委託者が信託した財産の形式的な名義を受託者に、実質的な権利を受益者に移転することが、信託の本質です。家族信託は「贈与」の一類型であり、商事信託の機能を「資産運用」とするなら、家族信託の機能は委託者から受益者に対する「条件付贈与」と言えます。家族信託では、この「贈与」に条件を付与することができます。

③財産分離機能

委託者は自らの財産の一部または全部を信託財産とすることにより、他の自らの財産とは分別して、目的に従って管理をすることが可能となります。この機能のことを財産分離機能といいます。この機能により、それぞれの財産に目的や将来の取得者を定めることができ、現行法では行うことができなかった家督相続や隠居などのような柔軟な財産管理を行うことができるようになりました。また、分別された財産は受託者の名義となり、所有権ではなく受益権となりますので、委託者が認知症になって成年後見人が付けられた際にも、その管理下には置かれず、信託契約に基づいて、従前通りに受託者が管理をすることができ、財産の凍結を回避できます。作成する必要なく、当初受益者の死亡と同時に、遺言執行等を経ることなく、直ちに受益権が第二受益者に移転します。

④物権の債権化機能

信託契約によって、委託者が託した信託財産の所有権（物権）は、その名義のみが受託者に変更され、実質的な権利は受益権という債権の形で受益者のものとなります。このことを物権の債権化といいます。物権の債権化によって、物権（所有権）のままでは不可能だったあらゆる事が可能となります。例えば、「所有権を移転してはならない」という制限をつけることは絶対に不可能ですが、受益権は債権ですから、信託行為によって、「受益権の譲渡禁止特約」をつけることは可能です。また、不動産を信託した場合は、登記簿にその旨が載りますので、「譲渡禁止特約」に対する「善意の第三者」は現れ得ないこととなります。

⑤意思凍結機能

通常の委任契約や代理契約では、委任者の死亡をもって契約自体が終了し、亡くなった人間の生前の意思は、死後には残せないのが通常です。また、遺言制度においても、遺言者の意思が存続するのは、遺言執行の終了のときまでとされています。

しかし、信託契約においては、委託者の意思は委託者の死亡後であっても、契約の期間中であれば、その後の事情の変化に関わらず継続されます。このことを意思凍結機能といいます。ある人が「この自宅不動産は私が亡くなったら長男Aに、長男が亡くなった後は長男の第一子Bに遺したい」という意思があるとします。遺言では、長男Aに自宅不動産が完全に所有権が移転するため、あとは親の意思を継ぐも、他の人に売るも、Aの意思次第ということになります。ただ、その意思を信託の目的として反映させた信託行為をなした場合は、不動産の所有権が名義と受益権とに分離し、名義は受託者のものとなりますが、中身である受益権はそのまま長男Aから孫Bに受け継がれることとなります。

金銭管理も家族信託で安心

老親が元気なうちに金銭を受託者となる子に管理を任せることで、前述の預金凍結リスクを回避し、子が老親のために柔軟に管理・活用できます。いわば、緊急事態に備え、老親の財布を1つ預けておくイメージです。

親の「預金口座」を信託財産に入れて子に託すことは実務上困難ですので、親の預金は引き出して、「現金」として子に管理を任せることとなります。

受託者となる子は、子自身の金銭と親から預かった信託財産たる金銭を混同しないように、きちんと分けて管理することが求められます。

そこで、理想的な現金管理のやり方は、金融機関で「信託口座」を作成する方法です。

これは、信託契約に基づき、「**委託者 親 受託者 子 信託口**」という口座名義で作成された口座を指しますが、**この信託口座の作成に応じてくれる金融機関は、全国でもまだ一握り**です。

仮にこのような口座名義にしてもらえたとしても、実は**“屋号”扱い**に過ぎないケースがほとんどです。

もし受託者が亡くなっても信託契約書で指定した第二受託者がスムーズに引き継げるのが本来あるべき「信託口座」ですが、**死亡した受託者個人の相続財産として口座凍結されてしまう「屋号扱いの信託口座」には注意が必要**です。

「信託口座」よりも「分別管理」が重要

ここでまず声を大にして申し上げたいのは、**«受託者は信託財産について分別管理をする義務を負っているだけで、「信託口座」で金銭を管理する義務がある訳では無い»**ということです。

つまり、信託口座を作ってくれる金融機関が少ない中で、対応できる金融機関を探したり、粘り強く金融機関と口座作成の交渉を試みる専門職を数多く見かけますが、あまりお勧めできません。

前述のとおり、せっかく通帳の名義に「信託口」の文字が入ったとしても、屋号に過ぎない可能性が高いですから、結局受託者側の事情による預金凍結リスクを回避したことはないからです。

そこで、実務上、**受託者の方に個人名義の新規の預金口座（信託財産の管理のためであることは金融機関側に告げずに作成する通常の預金口座）を1つか2つご用意**頂き、それを**信託契約書に口座番号まで明記**する形で、分別管理を徹底する便上の対応をお願いしています（これを「**信託専用口座**」と呼んでいます）。

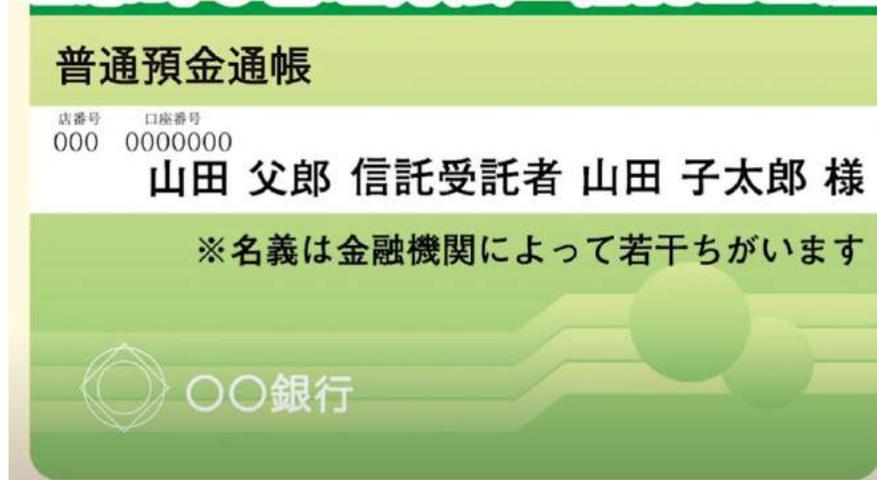
信託契約書に信託財産の管理用である旨を記載し、実際も親の現預金を移動して親のために支出するのであれば、法律上も税務上も贈与や横領等の問題として指摘されるリスクはほぼありません。

もちろん、「屋号扱いの信託口座」と同様に、**受託者の事情による預金凍結リスクは認識しておく必要**はあります。

現実的な対応策としては、例えば第二受託者を代理人登録しておく（代理人登録ができる金融機関も少ないですが）とか、インターネットバンクを導入して、IDとパスワードを第二受託者とシェアしておくとか、キャッシュカードと暗証番号がいざという時に引き継げるようにしておくとか、実務上の預金凍結回避策を講じておくことも必要です。

いずれ時が経ち、家族信託に対する金融機関の対応がスムーズになる時代が来れば、その時に最寄りの金融機関で「信託口座」を作成すれば良いと考えております。

理想的な管理方法＝信託口座



口座のめいぎを見ただけで誰が印鑑を届け出て、しかも信託と言う仕組みの中で管理していることが一目でわかる口座であることが肝要です。しかし対応できる金融機関はごく僅かです。

信託専用口座



税務署から贈与とされないために家族信託の契約書を作り、そこに口座を明記する
また、受託者が死亡・事故等で口座が下せなくなるリスクを減らすために第2受託者を契約書に入れて信託専用口座のキャッシュカードや暗証番号を共有するとかあるいはインターネットバンキング化してID・PWを共有化するなど対策する。
信託口座が進むまでの暫定的な方法である

認知症対策としての家族信託

① 認知症になった場合の財産管理が成年後見人制度より柔軟性がある

原則として、認知症になってしまった本人以外は財産の管理・運用・処分ができません。

法定後見により、後見人の権限といっても、かなり制限されたものとなります。基本的には、その財産を維持する目的でのみ、管理が許されていることになるからです。それ以外の場合は、家庭裁判所の許可が必要となります。

「後見人は、その人の財産を守ることが役目であり、財産を運用したり、組み替えたりすることが役目ではありません」

「売却することに合理的な理由があると認められる場合を除き、家庭裁判所から許可がおりない可能性が高いのです」

不動産を売却しないと、介護施設に入居できないなど、そのような理由があれば売却することはできますが、そういった事情がなければ、不動産の売却はほぼできないと思っていた方がいいです」

家族信託においては、委託者本人が持っている所有権を管理権と受益権とに分けて考えることができます。

そのため、受益権は、委託者本人に残し、管理権のみを受託者に与えることが可能です。すなわち、委託者と受益者が同一人物になるということです。所有権には管理をする権利とお金をもらう権利があります。この2つの権利のうち、管理をする権利だけを移すのです。お金をもらう権利はそのままの所有者に残しておきます。そうすることによって、不動産したがって、本人の意思を最大限に尊重することができますし、信託契約にそれを反映させることができます。

このメリットを活かす場合に、注意が必要な点としては、家族信託の内容を自由に、臨機応変に設定が可能な反面、内容について、家族・親族間でのしっかりと話し合いが必要となります。

受託者とはならない家族や親族の考え方もしっかりと聞き、全員が納得して契約の内容に落とし込むことが重要です。

話し合いの時点のみならず、将来にトラブルとならないためにも、家族・親族全員の同意は必ず得るようにしましょう。

② 家族信託のデメリット

世の中からの認知度が低いこと、対応できる専門家が少ないことが挙げられます。平成19年からスタートした制度なので、まだまだ普及が進んでいるとは言い難いのが現状です。

③ 法律関係

家族信託とは、信託法に依拠する仕組みです。信託法は平成18年の大きな改正を経て、親族内での利便性が大幅に向上しました。信託法とは、民法との対比において「特別法」と呼ばれています。この性質によって、例えば民法と信託法において重複する事由がある場合、信託法の規定を優先することになります。

家族信託と遺言

遺言制度は一般法である民法に基づく制度ですが、家族信託は特別法でもある信託法に基づく制度です。特別法は一般法よりも原則として優先するので、基本的に家族信託は遺言に優先するのですが、次の2つのパターンで考えてみます。

① 遺言書を作成した後に、家族信託契約を締結した場合

遺言書を作成しても、その内容は絶対的なものではありません。

遺言書に抵触する行為をした場合は、その抵触した部分は撤回したものとみなされます。

遺言書を作成した後に、家族信託契約を締結した場合は、（遺言書に抵触する部分について）家族信託契約が優先します。

② 家族信託契約を締結した後に、遺言書を作成した場合

家族信託によって信託財産に組み入れた財産は、委託者固有の財産から離脱し、信託財産として存在することになります。よって、家族信託契約を締結した後に、委託者が別途遺言書を作成する場合、信託財産に組み入れた財産は委託者の財産ではないので、遺言書に書くことはできません（書いたとしてもその部分は効力を有しません。）。

結果、家族信託が優先することになります。

家族信託による遺留分の侵害

信託財産は、他の所有権財産とは概念上隔離され、独立して扱われ、信託財産は民法上の相続財産（遺産）ではないとの法的解釈から「信託財産には遺留分請求が及ばない」「信託をすれば遺留分は回避できる」という議論もありました。税務上も、信託受益権は被相続人固有の相続財産ではないが、被相続人の死亡を原因として他者に権利が移る場合には「みなし相続財産」として扱うことが明記されています（相続税法第9条の2第2項）。

税務上みなし相続財産として扱われる代表的なものは生命保険（死亡保険金）です。死亡保険金は、受取人固有の権利であり、遺産分割協議や遺留分請求の対象にならないという判例が確立されています。信託受益権も生命保険と同様に扱われるべきという主張が一部の法律職からされていたことがありました。

しかし現在は、信託財産（信託受益権）は実体上受益者の財産であるゆえ、受益者が死亡した場合には、その信託財産は他の相続財産と同様に扱われ、遺留分の対象になると考えられています。

信託と遺留分の関係について検討する際に、必ず触れるべき有名な地裁判決（平成30年9月12日）があります。

この判決の重要なことは下記の2点です。

1. 信託財産（信託受益権）も遺留分侵害額請求の対象となる
2. 遺留分請求を逃れることを目的とした信託契約は公序良俗に反し無効となる

信託不動産の登記簿の記載例

権利部(甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成2年12月1日 第●●●号	原因 平成2年12月1日売買 所有者 東京都杉並区××× 山田父郎
2	所有権移転	平成25年1月25日 第○○○号	原因 平成25年1月25日信託 受託者 東京都武蔵野市××× 山田子太郎
	信託	余白	信託目録第△△号

信託契約の概要が
公示されます。

財産の管理処分権限
を持つ者として、
形式的に所有者欄に
記載されます。

信託目録		調整	余白
番号	受付年月日・受付番号	予備	
第△△号	平成25年1月25日 第○○○号	余白	
1.委託者に関する事項	東京都杉並区×××丁目…番…号 山田父郎	従来のオーナー（所有者）が記載 されます。	
2.受託者に関する事項	東京都武蔵野市×××丁目…番…号 山田子太郎		
3.受益者に関する事項	東京都杉並区×××丁目…番…号 山田父郎	委託者＝受益者の場合、贈与税も 不動産取得税も課税されません。	

何のために
この信託が設定
されているかが
記載されます。

信託の目的

受益者の資産の適正な管理及び有効活用を目的とする。

受託者の権限を記載します。

信託財産の管理方法

1. 受託者は、信託不動産について、信託による所有権移転または所有権保存の登記及び信託の登記手続を行うこととする。
2. 受託者は、信託不動産を第三者に賃貸することができる。
3. 受託者は、裁量により信託不動産を換価処分することができる。
4. 受託者は、信託の目的に照らして相当と認めるときは、信託不動産となる建物を建設することができる。

4.信託条項

信託の終了事由

本件信託は、委託者兼受益者 山田父郎 が死亡したときに終了する。

この信託がいつまで継続するかが記載されています。オーナー（委託者兼受益者）が死亡しても信託契約が継続する設計も可能です。

その他の信託の条項

1. 本件信託の受益権は、受益者及び受託者の合意がない限り、譲渡、質入れその他担保設定等すること及び分割することはできないものとする。
2. 受益者は、受託者との合意により、本件信託の内容を変更することができる。
3. 本件信託が終了した場合、残余の信託財産については、山田子太郎 に帰属するものとする。

オーナー（委託者兼受益者）の死亡後の資産の承継先を指定できますので、遺言を書いたことと同じ効果を持たせることが可能です。

家族信託の契約書

① 家族信託の目的

「父朗さんの認知症対策」「生前の財産対策」「遺産分割対策」

② 信託財産

自宅と金銭500万円

③ 家族信託を使って何をするのか (受託者の権限)

自宅の管理及び日々の金銭管理を任せる

④ 家族信託の当事者を決める

委託者兼受益者：佐藤父朗

受託者：佐藤一郎

後継受託者：佐藤花子

受益者代理人：設定しない

⑤ いつまで家族信託を続けるのか を決める

「父朗さん他界時」及び「父朗さんと一郎さんが話し合って終わると決めた時」

⑥ 信託が終了した時の財産の帰属先 を決める

全ての信託財産を一郎さんに承継させる

信託契約書の例

信託契約書 委託者○山次郎（以下「委託者甲」という。）及び受託者大○雄二（以下「受託者乙」という。）は、平成○○年○月○○日、以下のとおり信託契約を締結する。

第1条 信託の目的 本件信託は次条記載の金融資産（金銭）を信託財産として管理運用及び処分、その他 当該目的達成のため必要な行為を行い、受益者の安定した生活の支援と福祉を確保することを目的とする。

第2条 信託の設定及び信託財産 委託者甲は、次条記載の受託者に対し次の金融機関に預託している金銭の全額を信託 財産として管理運用及び処分することを信託し、受託者乙はこれを引き受けた。 金融機関名 ○○銀行○○支店 種別等 普通預金 口座名義人 委託者甲

第3条 受託者 受託者は次のとおりとする。 住所 神奈川県○○市○○区○○丁目○○番○○号 職業 公認会計士 氏名 大○雄二 生年月日 昭和○○年○○月○○日

第4条 信託の期間 信託期間は、次の各事由が発生した時までとする。(1) 委託者甲及び甲の配偶者○山和子（昭和○○年○○月○○日生。以下「配偶者丙」又は「受益者丙」という。）が死亡した時まで。ただし甲死亡時に配偶者丙が死亡していたときは、委託者甲の死亡をもって終了する。(2) 信託財産が消滅したとき。

第5条 受益者 この信託の受益者は、委託者甲生存中は委託者甲（第一次受益者）とし、委託者甲死亡後は配偶者丙とする。 2 受益者丙は、委託者甲の死亡により、本契約上の委託者としての権利義務を承継する。

第6条 受益者に対する金銭の支払い 受託者乙は、委託者甲または甲の任意後見人等（成年後見人及び保佐人等を含む。）の求めにより、信託財産から払い戻しを行い、要求があった生活費等の金員を委託者甲 に手渡しもしくは銀行振込みなどの方法で支払う。 2 委託者甲の死亡後は、毎月金○○万円を限度として、支給される年金等を考慮し受託 者乙が相当と認める額の生活費等を受益者丙に手渡しもしくは銀行振込みの方法で支払う。

第7条 信託財産の管理に必要な事項 信託財産については、委託者甲及び受託者乙において信託に必要な換金等を行い、名 義変更（記載、記録）または新たな信託口座による管理等を行うこととする。 2 信託財産の保存、管理運用に必要な処置は、受託者乙がこれを行うものとする。 3 受託者乙は、善良なる管理者の注意義務をもって信託財産の管理運用を行うものとし、信託財産については預金以外投機的な運用は一切しないものとする。 4 受託者は、毎月 6 月末日及び 12 月末日現在の信託財産の内容を受益者に報告するものとする。 5 期間満了により信託が終了したときは、受託者は、現務を終了し、信託財産について 帰属権利者に引き渡すなどの手続きを行う。 6 この信託条項に定めのない事項は、受益者と受託者との合意により定めるほか、信託 法その他の法令に従うものとする。

第8条 信託終了時の権利帰属者 信託期間満了等により終了したときは、残余の信託財産につき信託終了時の受益者の 相続人に法定相続分の割合で帰属させる。

第9条 信託報酬 信託報酬は、1 か年金○千円とし、受託者自らがその金額の半額を毎年 7 月及び 1 月 の各末日に信託財産から受け取ることができる。

財産管理の方法とそれぞれのメリット・デメリット

	判断能力	メリット	デメリット
成年後見 (法定後見)	不要	<ul style="list-style-type: none"> ①家庭裁判所が監督してくれる ②身上監護にも対応が可能 ③取消権がある 	<ul style="list-style-type: none"> ①誰に何を頼むかを本人が自由に決められない ②財産の自由な運用ができない ③本人の財産を本人以外の人のために使うことができない
任意後見	必要	<ul style="list-style-type: none"> ①誰に何を頼むかを本人が自由に決められる ②家庭裁判所が監督してくれる ③身上監護にも対応が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ①取消権がない ②後見が発動するまでは何もできない
財産管理契約	必要	<ul style="list-style-type: none"> ①誰に何を頼むかを本人が自由に決められ 	<ul style="list-style-type: none"> ①任せられた人を監督する機関がない ②金融機関によっては代理人による手続きが難しい ③不動産の処分が難しい
家族信託 (民事信託)	必要	<ul style="list-style-type: none"> ①誰に何を頼むかを本人が自由に決められる ②健康な時はもちろん、判断能力が衰えてきた時や死亡後も含めた対応が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ①財産を任せられる信頼できる家族(親族)の存在が不可欠 ②形式上の名義変更が必要 ③財産管理に限定されるので、身上監護は別途対応が必要

認知症による口座凍結に対する対策

①法定（成年）後見制度を使う方法

法定後見により、後見人の権限といっても、かなり制限されたものとなります。基本的には、その財産を維持する目的でのみ、管理が許されていることになるからです。それ以外の場合は、家庭裁判所の許可が必要となります。

②親族による預金引き出しの制度

全国銀行協会は2021年2月18日、判断能力が低下している預金者本人に代わって、医療費など本人の利益が明らかな用途について親族が代わりに引き出せるとの考え方を示し、認知症患者が持つ預金の引き出しに関する指針を正式に発表しました。

③家族信託（金銭信託）制度を利用する

家族を「信じて」「託す」制度なので、「家族信託」と呼ばれています。具体的には、親（委託者）の口座から、子（受託者）名義の信託口座に現金を移し、子は信託契約で定められた目的に従ってその現金を使うこととなります。ただし信託口座を認める金融機関は少ない。

そこで、実務上、受託者の方に個人名義の新規の預金口座（信託財産の管理のためであることは金融機関側に告げずに作成する通常の預金口座）を1つか2つご用意頂き、それを信託契約書に口座番号まで明記する形で、分別管理を徹底する便宜上の対応をお願いしています（これを「信託専用口座」と呼んでいます）。

信託契約書に信託財産の管理用である旨を記載し、実際も親の現預金を移動して親のために支出するのであれば、法律上も税務上も贈与や横領等の問題として指摘されるリスクはほぼありません。

もちろん、「屋号扱いの信託口座」と同様に、受託者の事情による預金凍結リスクは認識しておく必要はあります。

現実的な対応策としては、例えば第二受託者を代理人登録しておく（代理人登録ができる金融機関も少ないですが）とか、インターネットバンクを導入して、IDとパスワードを第二受託者とシェアしておくとか、キャッシュカードと暗証番号がいざという時に引き継げるようにしておくとか、実務上の預金凍結回避策を講じておくことも必要です。

いずれ時が経ち、家族信託に対する金融機関の対応がスムーズになる時代が来れば、その時に最寄りの金融機関で「信託口座」を作成すれば良いと考えております。

○ 相続税の調査実績

項目		事務年度等			
		平成30事務年度	令和元事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	12,463 件	10,635 件	85.3 %	
②	申告漏れ等の非違件数	10,684 件	9,072 件	84.9 %	
③	非違割合 (②/①)	85.7 %	85.3 %	▲0.4 ポイント	
④	重加算税賦課件数	1,762 件	1,541 件	87.5 %	
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	16.5 %	17.0 %	0.5 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注)	3,538 億円	3,048 億円	86.2 %	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	589 億円	572 億円	97.0 %	
⑧	追 徴 税 額	本税	610 億円	587 億円	96.1 %
⑨		加算税	98 億円	95 億円	96.9 %
⑩		合計	708 億円	681 億円	96.2 %
⑪	1 実 件 当 た り 調 査	申告漏れ課税価格 (⑥/①) ^(注)	2,838 万円	2,866 万円	101.0 %
⑫		追徴税額 (⑩/①)	568 万円	641 万円	112.8 %

<事例1>



①居宅の物置



②カーペットの下に床下収納



③床下収納に隠されていた金庫



④金庫の中から現金



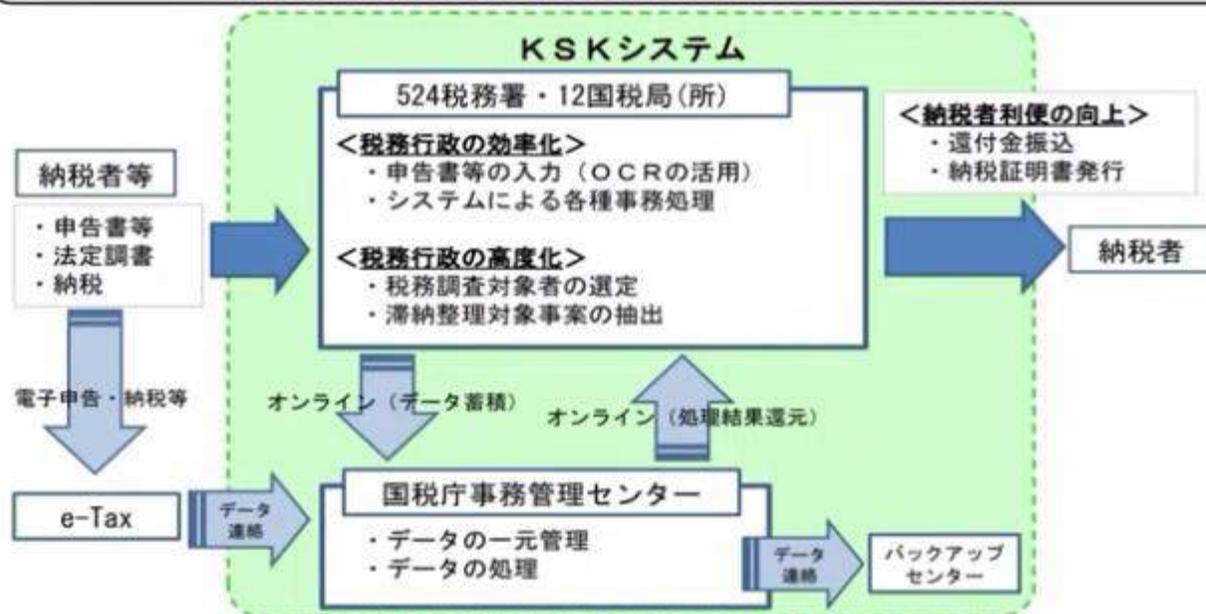
⑤計1億5,000万円

タンス預金
2018年税務通信から

KSKシステム

2. 国税総合管理（KSK）システムの概要

国税総合管理システム（以下「KSKシステム」という。）は、全国の国税局と税務署をネットワークで結び、申告・納税の事績や各種の情報を入力することにより、国税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査や滞納整理に活用するなど、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入したコンピュータシステムである。



追徴課税額

無申告加算税

無申告加算税は、「そもそも申告することを忘れていた」という場合に課されるものです。

自主申告した場合	5%
税務署から調査の通知が来て更正があると知られる前に申告した場合	10%
税務署の指摘で申告した場合で納税額のうち50万円を超える部分	15%

重加算税

重加算税は税金を払いたくないからと意図的に申告しなかった場合に課されます。ペナルティの中で最も重いもので、上記の無申告加算税・過少申告加算税の代わりに課されます。

(注) 重加算税を課されるのが初めてでは無い場合はさらに税率が高くなる可能性があります。

無申告の場合	40%
過少申告の場合	35%

過少申告加算税

過少申告加算税は、「申告はしていたがその額が少なかった」という場合に課されるものです。

自主申告した場合	—
税務署から調査の通知が来て更正があると知られる前に申告した場合	10%
税務署の指摘で申告した場合で追加の税額が「期限内申告税額」または「50万円」のいずれか多い金額を超える部分	15%

延滞税

この納付期限は、本来の贈与税申告の期限である贈与の翌年3/15を過ぎて申告する「期限後申告」と、税額が少ないことがわかったときに申告する「修正申告」の場合には申告書を提出した日になります。期限内申告書の期限から2ヶ月をカウントするわけではありませんのでご注意ください。

納付期限の翌日から2ヶ月以内	2.6%
納付期限の翌日から2ヶ月超	8.9%

平成30年申告の場合

申告期限の延長はできない

申告期限は基本的に延長できません。申告期限に特殊な事情なく遅れた場合、追徴課税といって年2.8%~9.1%の延滞税を支払う必要が出てきます。また、延滞税は「納税が遅れたこと」に対する課税ですが、申告書の未提出に対する「無申告税（重課税）」が課せられてしまいます。無申告税は隠蔽や仮装と判断された場合に「重課税」という重い課税へと切り替わるため注意が必要です。

追徴課税

①無申告加算税：申告書の提出が遅れたことに課せられる追徴課税

期限後に自主的に申告した場合は「追加納付した税額の5%」、税務調査が入った場合の申告は「追加納付した税額の15%」の課税

②過少申告加算税：申告した相続税額が不足していた場合に課せられる追徴課税

税務調査が行われる前に申告した場合は「追加納付した税額の5%」、税務調査後に申告した場合は「追加納付した額の10%」の課税

③延滞税：納付期限を過ぎてしまったことに課される追徴課税

2ヶ月以内の遅れは「年2.8%」、2ヶ月以上の遅れは「年9.1%」の課税

④重加算税：財産の隠蔽・仮装

申告書を提出したが、財産を隠蔽・仮装して申告した場合は「追加納付した額の35%」、申告書を提出せずに、財産を隠蔽・仮装した場合は「追加納付した額の40%」の課税

申告期限の延長が認められるケース

相続人の異動（延長期間は2ヶ月）

相続人となる胎児が生まれたとき（延長期間は2ヶ月）

遺贈にかかわる遺言書が見つかったとき（延長期間は2ヶ月）

遺留分の減殺請求があったとき（延長期間の定めなし）

新型コロナウイルスの流行に伴う特例措置

申告期限の救済措置

「遺産分割で揉めて全く話に決着がつかない」ということは、家庭内のコミュニケーションが不足しがちな現代では実はよくあることなのです。

①申告期限内に概算申告で支払う

申告後に課税されて税金を払ってしまっても返還されます

②「3年内分割見込書」を提出して返還してもらう

配偶者控除や小規模宅地等の特例を利用する場合は必須の措置となります

「○×税務署です。相続税の件でお宅にうかがいます」——国税局の“相続税マルサ”は忘れた頃に突然現われる。それはこの1本の電話から始まる。「**臨宅**（りんたく）」と呼ばれる実地調査の通告で、故人が亡くなって2年ほど経ち、遺産相続の手続きがとっくに終わってから行なわれることが多い。

現在、東京都内の居住者が亡くなれば10人に1人、地価が高い23区内の居住者なら5人に1人に相続税がかかるとされる。相続税を申告しなかった「無申告」のケースにもしっかり網がかけられる。

死亡届が出されると、区役所や市役所から税務署に連絡が入る。税務署は管轄内の死亡者をほぼ100%把握し、故人に土地や家などの不動産資産があれば相続税の課税対象かどうかすぐわかる。国税OBで東京都内の税務署の資産課税部門を歴任した税理士の武田秀和氏が語る。

「相続人の中には、株や預貯金など金融資産までは全部わからないだろうとタカをくくって申告しなかったり、過少申告したりするケースもありますが、国税局は**KSKシステム**（国税総合管理システム）で個人と法人の株や不動産取引から給料の支払調書、確定申告など膨大な財産情報を収集している。誰かが亡くなればそのデータを駆使して相続税が課税されるか判定します」

相続税の申告（納付）期限は死後10か月。控除額以上の遺産があるのに相続税が「未申告」だったり、申告漏れが疑われる場合は事前に銀行に預金の照会をかけるなど、1年ほどの期間をかけて調査対象をじっくりと絞り込む。

だから相続人に対する「臨宅（りんたく）調査」の通告まで**死後2～3年**もかかり、通告があれば、かなりの確率で加算税付きで相続税を追徴課税されるのだ。

問題は、税務調査が入るまで“まさか相続税がかかるなんて”と知らなかったケースが多いことだ。前出の武田氏が指摘する。

「相続税は源泉徴収ではなく、相続人が申告納税しなければならない。ところが、2015年の法改正で課税対象が広がると、その仕組みを知らずに、本当は申告しなければならないのに税務署から通知が来ないから相続税はかからないのだろうと思い込んで申告しないままのケースが非常に多い。

当然、税務署もそうなるだろうと想定しているから、無申告の調査を強化しています。たとえば故意の非違（ひい）でなくても、無申告の場合は本来の相続税額に10～15%の加算税が上乗せされます」

まさに忘れた頃にやってくる重加算税なのだ。

※週刊ポスト2017年12月8日

相続税申告で税務署に 目をつけられる人・つけられない人

相続税の税務調査の実態

85%の高確率で追徴課税
銀行調査を事前に行う

目をつけられる特徴1

収入や年齢に見合わない
財産を持つ親族がいる

目をつけられる特徴2

亡くなる直前に
多額の引き出しがある

目をつけられる特徴3

高収入だったのに
相続財産が少ない

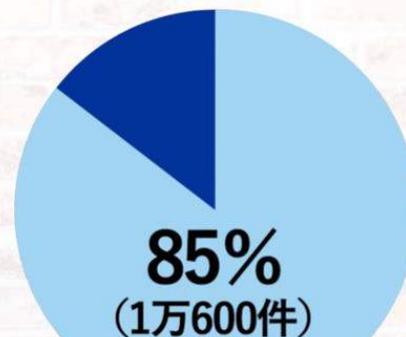
目をつけられる特徴4

富裕層や特定の職業、
経営者など

目をつけられる特徴5

税務署に寄せられた
情報が他にもある

相続税の税務調査の実施件数(平成30年度)



税金を追徴課税された

相続税の調査方法の特徴

銀行調査を先に終えている

※銀行調査とは、税務署が法律に基づいて
口座履歴を金融機関に開示させること

- ・亡くなった方の過去数年分の通帳履歴を確認
- ・おかしい入出金がないかを調査
- ・多額の入出金がある相手口座も調査

↓ 怪しい動きがあった時だけ

税務調査を実施

法定調書

- ・不動産等の譲受けの対価の支払調書
- ・株式等の譲渡の対価等の支払調書
- ・生命保険金・共済金受取人別支払調書
- ・国外送金等調書
- ・国外財産調書
- ・…その他数十種類

持ち戻し免除の文例

持ち戻し免除の意思表示は、通常は遺言書に記載することで、後々の紛争を予防します。
この場合の文例をご紹介します。

遺言書

第1条 遺言者は、妻●（昭和 年 月 日生）に以下の財産を相続させる。

第2条 遺言者は、長男□に以下の財産を相続させる。

第3条 遺言者は、長女△に以下の財産を相続させる。

第4条 遺言者は、これまでに長男及び長女にした生前贈与による特別受益の持ち戻しについては、全て免除する。

持戻し免除の意思表示は**遺留分**算定の基礎財産額の算定に影響を与えないしかし、結論からいうと、特別受益にあたる生前贈与額は**持戻し免除の意思表示**があったとしても**遺留分**算定の基礎財産に加えられます。

黙示の持戻し免除の意思表示についての裁判例

「黙示的意思表示あることを認定するためには、一般的に、これを是とするに足るだけの積極的な事情、すなわち、当該贈与相当額の利益を他の相続により多く取得させるだけの合理的な事情あることが必要というべきである。」【東京家裁平成12年3月8日審判】

①相続人が家督を相続するという場合

農地などを贈与し、家業である農家を継がせている場合など

②贈与の見返りが被相続人になされている場合

介護等面倒を見るのが条件とされている場合など

③相続人が相続分超えた財産を必要とするような事情がある場合

病気で独立した生計を営むことの困難な状態にある相続人に宅地を贈与した場合など

死因贈与のメリット	死因贈与のデメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・ 贈与する代わりに自分の要望を聞いてもらえる ・ 口約束だけでも成立する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 書面がないと他の相続人とトラブルになる可能性がある ・ 負担付死因贈与はあとから撤回できない場合がある ・ 税金面では遺贈より不利になる

	特定遺贈	包括遺贈
内容	財産を特定して遺贈する	財産を特定せずに遺贈する方法 (「財産の2分の1を遺贈する」など)
受遺者の権利義務	1 : 債務は承継しない 2 : 遺産分割協議に参加しない	受遺者は相続人と同じ権利義務を持つ 1 : 相続財産の割合に応じた債務を負担 2 : 遺産分割協議に参加できる
遺贈の放棄	遺贈義務者(相続人等)に対し、いつでも放棄の意思表示が可能	遺贈があったことを知った時から3カ月以内遺贈の放棄または限定承認が選択可能 (家庭裁判所に手続きを行う)

	遺贈	死因贈与
登録免許税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定相続人 : 0.4% ・ 法定相続人以外 : 2.0% 	一律2.0%
不動産所得税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定相続人 : 非課税 ・ 法定相続人以外 : 4.0% 	一律4.0%

遺産相続における時効

手続き	時効期間
相続放棄	相続開始を知った日から 3ヶ月
遺留分侵害額請求	相続の開始を知った日から 1年 相続の開始を知らない場合、相続開始から 10年
相続回復請求	相続権を侵害されていることを知った日から 5年 相続権を侵害されていることを知らない場合、相続開始から 20年
相続税の申告	相続税の申告期限から 5年 悪意がある場合相続税の申告期限から 7年 ※相続税の申告期限は相続開始日から 10ヶ月
生前贈与にかかる贈与税の申告	贈与税の申告期限から 6年 悪意がある場合は贈与税の申告期限から 7年 ※贈与税の申告期限は 贈与した日の属する年の翌年3月15日
債務の消滅	2020年3月までに生じた債務： 1～10年(※) 2020年4月以降に生じた債務： 5年 (※)債務の内容によって異なる
共同相続人による遺産取得	占有開始から 10年または20年

相続に関する用語一覧①

遺産分割 相続人が複数いる場合に、これら相続人に遺産を分配することです。

遺産分割協議 遺産の分割方法を相続人全員で協議することです。

遺産分割協議書 相続人全員で遺産分割協議をした結果、その内容を書式にまとめたものを遺産分割協議書といいます。

遺留分 民法によって兄弟姉妹（甥・姪）以外の法定相続人に保障された相続財産の最低限度の割合のことをいいます。

過料 国または地方公共団体が行政上の軽い禁令を犯した者に対して科する金銭罰。「あやまちりょう」ともいう。

換価分割 相続財産を売却換金して、その売却代金を相続人間で分配する方法です。

検認 遺言書の形状や内容等を明確にし、後日の偽造・変造・隠匿・滅失等を防止し、遺言書を確実に保存するため（証拠保全）の手続きです。また、「検認」は証拠保全にすぎないので、遺言書の有効性を判断する手続きではありません。

家庭裁判所では、「検認」が終了すると、その結果を「検認調書」に記載します。

公証人 当事者やその他の関係者の依頼によって公正証書を作成したり、私製証書等に認証を与えたりする権限を持つ者

公正証書 公証人が法律上の権利等に関する事実について作成した証書のことです。

受遺者 遺言によって遺贈を受ける人。受遺者は自分の意思によって遺贈を受けることも放棄することもできます。

受贈者 贈与を受けた人を受贈者といいます。

審判 裁判所が“相続争い”などの事件を審理して判断、または判決を下すことです。

推定相続人 現状のまま相続が発生した場合に相続人になるべき者のことです。

代襲相続人 相続人となるはずであった子または兄弟姉妹が、被相続人より先に死亡した場合や、相続欠格や推定相続人の廃除によって相続権を失った場合、その者に代わって相続人となる者を代襲相続人といいます。

調停 民事上または家庭内の紛争を解決するために、裁判所が仲介して当事者間で和解させることです。

直系尊属 「直系」とは、いわゆるタテの血縁関係で、「尊属」とは目上の者の意味。したがって、自分の父母、祖父母、曾祖父母などを指します。

直系卑属 「直系」とは、いわゆるタテの血縁関係で、「卑属」とは目下の者の意味。したがって、自分の子、孫、曾孫などを指します。

二次相続 夫婦の一方が亡くなった際の相続を一次相続といい、その後さらにもう一方の配偶者が亡くなった際の相続を「二次相続」といいます。

みなし相続財産 被相続人の死亡時においては同人の財産ではないけれど、同人が亡くなったことによって相続人が相続する財産のことです。例えば死亡保険金や死亡退職金など、実質的には相続や遺贈により取得したのと同じ経済効果があると認められるものは、「みなし相続財産」として相続税の課税対象となります。ただし、原則として遺産分割協議の対象外です。

相続に関する用語一覧②

可分債権 金銭債権などのように目的物が、分割して履行されてもその性質や価値をそこなわない場合の債権。可分給付を目的とする債権のことで、遺産分割協議を経なくても法定相続分は相続人が取得できる。預貯金は可分債権かどうか最高裁で判定を変更し可分債権から外れた。他に可分債権とされているのは被相続人が他人に貸していた貸金債権、被相続人が交通事故で亡くなった場合の加害者に対する損害賠償請求権、被相続人が生前に商売を行っていた場合の売掛金等です。

みなし相続財産 被相続人の死亡時においては同人の財産ではないけれど、同人が亡くなったことによって相続人が相続する財産のことで、例えば死亡保険金や死亡退職金など、実質的には相続や遺贈により取得したのと同じ経済効果があると認められるものは、「みなし相続財産」として相続税の課税対象となります。ただし、原則として遺産分割協議の対象外です。

遺言執行者 遺言執行者とは、遺言の内容を実現することを職務とする者のことをいいます。

遺言執行者は、相続財産の管理や遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有します。遺言書に遺言執行者の指定がないか、または遺言執行者が亡くなった場合には、必要に応じて家庭裁判所に遺言執行者の選任の申し立てをします。遺言執行者は、遺言書に基づき各金融機関等の相続手続きを行い、遺言書に指定された者に相続財産を渡します。

利益相反行為 ある行為が、一方の利益になると同時に、他方への不利益になる行為のことで、

寄与分 故人の財産維持に貢献した相続人の遺産取得分を増額する制度です。

特別受益の持ち戻し 特別受益は相続人が故人から受ける特別な利益のことで、遺産分割の際に相続財産として扱うことです。

相次相続控除 相続が発生してから10年以内に相続が発生した場合、一定の金額を控除できる制度です。

相続・遺贈・死因贈与

相続：生前に被相続人が財産を渡す相手を決めていない場合

遺贈：生前に被相続人が財産を渡す相手を遺言によって決めている場合

死因贈与：生前に被相続人が財産を渡す相手を契約によって決めている場合

遺贈では、遺書を書き残す人が自身の相続財産を相続させたい相手を決めて、一方的に遺言の効力を使うことで、誰に対しても自身の相続財産を受け渡すことができます。

つまり、遺贈を選択する場合は、遺書を書き残す人の独断によって誰に自身の相続財産を受け渡すのか、自身の意思だけによって決定できるのです。

一方、死因贈与では、贈与する人と贈与を受ける人の間で、贈与契約を結ぶ必要があります。つまり、遺贈とは違い、贈与する人の意志だけでは贈与する相手を決めることができず、贈与を受ける人が相続財産の受け取りを同意する必要があります。